

明治30年以降の番付と房の色

根 間 弘 海

1. はじめに¹⁾

本稿では、明治30年春場所から45年夏場所までの行司を対象とし、その軍配房が何色であったかを調べる。対象となる行司は、基本的に、十両格以上である。番付を見るだけで行司の房の色が分かれば、このような研究はいらない。しかし、番付だけでは房の色を正確に知ることはできない。正確に房の色を知るには、番付以外の資料で確認しなければならない。本稿では、番付に房の色を記し、各行司の房の色が分かるようにしてある²⁾。

明治43年5月以前、十両格以上の行司を位階別にリストしてある資料は見つからない³⁾。そのような資料があれば、それが記載された年や本場所で行司の房の色がどうなっていたかを正確に判断できる。番付では席順がはっきりしているので、それに従って房の色も予測することができる。しかし、現在の番付のように、同じ位階を同じ段にまとめて記載していないため、常に明確な判断ができない。位階を記す区切りが明確でなかったり、同じ位階が異なる段に分けて記載されていたりする。

明治30年頃から相撲を扱った新聞記事が徐々に多くなってきているが、それでもすべての行司の房の色が簡単に分かるわけではない。上位行司の資料は比較的多いが、下位行司になると、資料そのものがなかなか見つからない。上位行司であっても、また下位行司であっても、名前さえ見つから

らない場合もある。特に幕下格から格足袋に昇進する年月に関しては、その確認がかなり難しい。資料の確認ができなければ、必然的に昇進年月も分からない。本稿では、資料で房の色が確認できない場合、確認できた行司を基にして、推測するように努めてある。確認できた資料名はできるだけ記し、また前後の行司から推測せざるを得ない場合でもできるだけその理由を述べるように努めてある。前後の行司を考慮しても、判断が難しいこともある。このような事情から、本稿には不備があることをあらかじめ記しておきたい。

明治期には、現在のように、本場所の初日から房の色が必ずしも変わるわけではない。場所中に変わることもあるし、場所後に変わることもある。さらに、協会が許した年月と吉田司家が許した年月にはズレがある。一般的に言って、協会が許した年月は吉田司家が許した年月より早い。たとえ協会が許していても、行司の位階によってその使用時期は変わったかもしれない。つまり、上位の位階であれば、吉田司家の許可が下りて初めて使用したかもしれない。しかし、地位が低い行司であれば、協会の許しだけで使用したかもしれない。つまり、吉田司家の許しがなくてもよかったかもしれない。いずれにしても、何を基準にするかによって、房の色が許された年月には少なくとも1, 2場所の違いが生じることもある。

本稿では、基本的に、場所中2日目以前に変わったり、番付記載で位階がはっきり判別できたりする場合は、その場所から房の色が変わったとして扱っている⁴⁾。番付では同じ位階の行司はまとめて記載するので、隣の行司から房の色がかなりの高い確率で正しく推測できることがある。しかし、場所中の後半、たとえば8日目以降に房の色が変わった場合は、原則として次の場所から変わったとして扱っている。実際は、許された房の色を土俵上で披露した日やその翌日から使用しているが、番付では次の場所でそれは反映されるとするわけである。

2. 式守伊之助（8代）の紫白房⁵⁾

8代式守伊之助（M17.5～M31.1，3代与太夫）の紫紐の許可に関しては、次のような異なる記述がいくつかある。

- (a) 「これまで相撲行司にて紫房の紐つきたる軍配を持つことを許され居りしは木村庄之助一人なりしが、今度式守伊之助も勤功により紫房の紐を許され、昨日（8日目）よりその軍配を用いたり」（『萬』（M30.2.18）／『角力新報』（M30.3，p.50）⁶⁾。これは8代伊之助に関する限り、事実を正しく記述べている⁷⁾。本稿では、8代伊之助は来場所番付から「紫白房」を使用したものとして扱う⁸⁾。
- (b) 「伊之助は1月場所8日目（2月17日：NH）より紫房を許された」（『読売』（M30.2.20））。
- (c) 「本年1月軍扇に紫紐を用いることを許されたるを以って」（『読売』（M30.5.9））。場所中かどうかははっきりしない。
- (d) 「本年（明治30年：NH）の春場所に式守伊之助が紫総を許されし時」（『萬』（M30.9.24））。場所中かどうかははっきりしない。
- (e) 「当代の伊之助（8代目）は本年5月場所に紫房を免許されしにつき」（『都』（M30.9.25））／「伊之助は去る5月吉田家より紫房の免許を受けた」（『朝日』（M30.9.25））。紫房は5月場所に許されたとあるが、実際は1月場所中だった。番付記載からすれば、5月から許されたとしても間違いではないが、当時の伊之助は紫房になったからと言って、番付記載には何の変化もない。
- (f) 「明治16年先代式守伊之助（7代：NH）の名目を襲いて立行司となり、（8代式守伊之助は：NH）本年5月中紫房免許となりたる」（『大阪朝日』（M30.12.21）⁹⁾。これによると、5月場所中に紫房を許されている。しかし、それを許されたのは、春場所中だった。番付では明治17年5月場

所に式守伊之助として記載されている。つまり、それまでは式守与太夫となっている。

(g) 「式守与太夫（3代：NH）は立行司式守伊之助（8代）を襲名し、昨年1月（M29.1：NH）、紫房の免許」を得ている（『読売』（M30.12.19））。これは「昨年」ではなく、「本年」とすれば、正しい記述になる。紫房を許されたのは、明治30年1月だからである。紫房は文字通り晩年に授与されている。

(h) 「初め与之助と呼びしが、のち錦太夫（初代：NH）また与太夫（3代：NH）と改名し、ついに5代式守伊之助の名跡を継いで6代目式守伊之助となりたるは明治19年の事なりしと（後略）」（『時事』（M30.12.21））。記事の「6代目」と襲名時期の「19年」には問題がある。式守伊之助の代数は数え方によって意見の相違があるが、襲名時期は「19年」ではない。16年末か17年中に襲名は決まっていたはずだからである。

8代伊之助が紫紐を許されたのは、明治30年1月場所の8日目である。この伊之助は明治30年1月場所中7日目まで「緋色」だったことになる。当時の「紫房」はもちろん、「総紫」でなく、白糸が1,2本混じった「紫白」だった¹⁰⁾。『読売』（M30.2.10）にも「紫紐は木村庄之助といえども、房中に2,3の白糸を捥り交ぜ帯用することなれば（後略）」という記述がある。なお、『相撲道と吉田司家』の「御請書」（pp.126-8）によると、与太夫は明治15年7月以前、すでに草履を許されている¹¹⁾。というのは、一枚下の庄五郎も草履を許されているからである。与太夫は草履を許されたとき、緋房だった¹²⁾。

3. 番付と行司の房

番付に基づいて、主として、三段目までに記載されている行司の房の色を記す。一つの段に異なる房の色があったり、同じ房の色が二段にまたが

っていたりするものは、ごく普通のことである。これから分かるように、多くの場合、番付で房の色を判別することは難しい。

(1) 明治30年春場所¹³⁾

一段目：「紫白」庄之助（15代）／「緋」誠道，瀬平，与太夫（4代）／「紅白」亘り，銀治郎，庄三郎（6代）

二段目：「緋」伊之助（8代）／「紅白」米蔵，小市，一学／「青白」正吉，朝之助，藤治郎

三段目：「黒」勇，角太郎，源太郎，錦之助（2代），与之吉（2代），中太郎，和吉，子之吉（2代），久蔵

(a) 15代庄之助（M18.5～M30.5）を襲名したのは庄三郎（4代）で、明治17年5月である（『読売』（M18.5.12/15）／『報知』（M32.5.18）¹⁴⁾）。この庄之助は明治25年当時、紫房を使用している（『萬』（M25.7.15）が、それは吉田司家の免許を正式に受けたものではない（『読売』（M25.7.15）¹⁵⁾）。新聞記事によれば、「黙許」だという。明治25年5月出版の横綱西ノ海土俵入り（太刀持ち朝汐，露払い千年川）の錦絵でも紫房は確認できるが、いつ頃からそれを使用し始めたかは分からない¹⁶⁾。15代木村庄之助は明治30年12月22日，死去した。

(b) 『読売』（M23.1.19）によると，明治23年当時，庄之助は紫房で一人，伊之助，庄五郎（後の瀬平），庄三郎の三名は緋色である。つまり，その頃，庄之助は紫房を使用しているが，それは黙許だったことになる。

(c) 初代誠道（つまり16代庄之助）は明治11年5月，紅白房（幕内格）を許され（『やまと』（M45.1.7）／『人物大事典』（p.689）¹⁷⁾，緋房を明治18年に許されている（『読売』（M30.12.18））。他方，明治20年，緋房の免許を授与されたとする記述もある（『相撲新書』（p.88）／『やまと』（M45.1.7）¹⁸⁾）。18年に許され，20年に免許が授与されたかもしれない。木村誠道は明治20年春場所4日目，式守鬼一郎に改名している（『読売』（M20.1.30）¹⁹⁾）。20年5月番付で，鬼一郎として記載されている。さらに22

年5月番付では、式守鬼一郎から再び木村誠道に改名している。木村誠道に改名したのは、明治21年だったという記事もある(『福岡』(M30.12.21))。番付に記載されたのは5月だが、もちろん、それ以前に改名の手続きを済ませていたに違いない。

(d) 誠道は明治29年夏場所より草履を許されている(『時事』(M29.5.21) / 『読売』(M29.5.24) / 『都』(M29.5.21/M43.4.29))。免許は明治29年3月に授与されている(『相撲新書』(pp.88-9))。明治30年12月、16代木村庄之助を襲名することが決まり、明治31年3月、吉田司家の免許を授与されている(『相撲新書』(p.89) / 『やまと』(M45.1.7))。31年の1月場所は初日から「紫房」を使用していたに違いない。相撲協会が12月19日に授与した免状には「右(木村誠道：NH)積年間精勤に依り16代木村庄之助の襲名を免許す」(『大阪朝日』(M30.12.21))とある。

(e) 瀬平は「昨年1月場所(明治28年：NH)よりまた行司再勤することになったが、席順は規則により木村誠道の次へ格下げとなり、従って免許の草履も剥奪されたり」(『読売』(M29.1.13))²⁰⁾。瀬平は明治26年1月場所後、行司を辞し、年寄木村瀬平と改名しているが、そのとき、草履を剥奪されている。瀬平は明治29年の夏場所、土俵上福草履を用いることを協会より許されている(『読売』(M30.2.15))。

(f) 「木村瀬平の使用している緋房の軍配は去る17年3月10日浜離宮において天覧相撲のありし際、肥後の吉田追風より授与されしものなる」(『角力新報』(M31.8, p.57))²¹⁾。しかし、天覧相撲の前ではなく、後で許されたという記述もある(小池(88), p.102)²²⁾。さらに、明治15年7月、緋房を許されたという記述もある(小池(89), p.159)²³⁾。

(g) 与太夫(4代)は明治15年1月場所、紅白房になっている(『人物大事典』(p.694))。与太夫が緋房をいつ許されたかははっきりしないが、それを独断で使用し始めたという新聞記事がある。

「行司式守伊之助が今回勤功により紫紐使用の許可を受けて去る

大場所 8 日目より土俵上軍扇に紫の紐房を用いることになりたるについては次席式守与太夫もこれに準じ一格上りて緋房（従来は紅白打交り）を用いるが当然なりとて独断を以て緋房を使用したため、遂に協会より譴責されたしが他に不都合の廉もなかりし故、其の儘事済みたるを以て、（後略）」（『読売』（M30.2.20））

この記事によると、相撲協会は与太夫の緋房使用を黙認している²⁴⁾。当時は、協会や吉田司家の許可を得る前に、時々、行司が勝手に房の色を変えて使用している。それまで、与太夫は紅白房を使用していた。

(h) 亘り（後の庄太郎）は明治34年4月、熊本巡業中、緋房の免許を吉田司家から授与されている（『読売』（M34.4.8））。このことは、明治30年1月当時、亘りは紅白房だったことを意味する。

(i) 銀次郎は明治30年1月、紅白房（つまり幕内格）だった²⁵⁾。一枚上の亘り（後の庄太郎）が明治30年1月、紅白房だったからである。一枚上の亘りが紅白房であれば、銀次郎は当然紅白房である。さらに、2枚上の4代与太夫は明治30年1月、緋房を独断で使用し始めたという新聞記事もある。つまり与太夫は銀次郎より2枚上だが、それまで紅白房だった。これらの背景を考慮すれば、銀次郎は緋房ではなく、紅白房だったと判断できる。因みに、銀次郎が紅白房になったのは、明治20年1月である（小池(113), p. 175)²⁶⁾。

(j) 庄三郎（6代）は明治20年1月、紅白房に昇格し（『人物大事典』（p. 689））、明治34年4月、亘りと同様に、緋房格の免許を吉田司家から授与されている（『読売』（M34.4.8））。この庄三郎は明治30年1月、紅白房だったことになる。玉治郎から庄三郎に改名したのは、明治28年1月である（『春場所相撲号』（T11.1, p. 90））。

(k) 小市（2代誠道）明治29年5月場所、本足袋（幕内格）となり、紅白房を許されている（『春場所相撲号』（T12.1, p. 111））。しかし、『人物大事典』（p. 694）では紅白房を許されたのは、明治28年1月となっている²⁷⁾。

免許状の日付が明治29年3月となっているのを考慮すると、それより以前から使用していたはずだ。この免許状は『相撲講本』(p.657)で確認できる²⁸⁾。因みに、この2代誠道は明治35年1月、緋房に昇格している。

(l) 朝之助は明治31年2月、紅白房に昇格した(『読売』(M31.2.1))²⁹⁾。したがって、朝之助は明治31年1月場所まで「青白房」だった。新立行司(朝之助)を紹介した『やまと』(T11.1.6)の記事に「(朝之助は：NH)明治26年格足袋より本足袋となった」とあるが、位階にミスがある³⁰⁾。因みに、番付に基づくと、朝之助は明治35年夏、緋房に昇格している。

(m) 一学は明治30年春場所、紅白房である。というのは、小市が紅白房だからである。小市より一枚下の一学が緋房ということはない。一学は明治35年1月、行司を辞めて年寄になったが、その時は幕内格だった(『読売』(M35.1.8))。一学はその2、3年前に「土俵上足袋」を許されたとある(『読売』(M28.3.21))。これはおそらく足袋格に昇格したことを意味している³¹⁾。

(n) 番付三段目に記載されている行司は全員、「黒房」である。番付左端に記載されている久蔵は明治29年5月場所幕下に昇進している(『相撲の史跡(2)』(p.82))。勇、源太郎、錦之助の3名は明治31年春場所「青白房」になった。

(o) 米蔵は番付二段目で伊之助の右側に記載されていることから紅白房である。伊之助が緋房で、他の緋房行司が一段目に記載されていることから、この米蔵は紅白房である。

(p) 藤次郎は番付二段目の末端に記載されていることから、朝之助と同じように青白房である。

(q) 久蔵は番付三段目の末端に記載されていることから、錦之助(2代)と同じように幕下格である。

(2) 明治30年夏場所

一段目：「紫白」庄之助／「緋」誠道，瀬平，与太夫（4代）／「紅白」亘り，銀治郎，庄三郎

二段目：「紫白」伊之助（8代）／「紅白」小市，一学／「青白」正吉，朝之助，藤治郎

三段目：「黒」勇，源太郎，錦之助，与之吉，角太郎，和吉，小太郎，子之吉，久蔵，初太郎，金八，徳松

(a) 15代庄之助（M18.5～M30.5）は明治30年9月22日死亡（『読売』（M30.9.24）／『中央』（M30.9.25）／『時事』（M30.12.7））。

(b) 8代伊之助は明治30年12月17日死亡した（『読売』／『時事』／『都』（M30.12.21））。9代伊之助は与太夫（4代）が襲名する予定である。

(c) 誠道は明治30年12月中、庄之助を襲名することが決まっている（『読売』（M30.12.26））。『都』（M43.4.29）によれば、明治30年9月に襲名が決まったとあるが、内定していたかもしれない。協会が木村誠道に16代木村庄之助に授与した免状の文面は次の通り。

「右（木村誠道：NH）積年の精勤に依り16代木村庄之助の襲名を免許す」（『大阪朝日』（M30.12.21））。

これが仮免許に相当する。協会はこの後、吉田司家に本免許状の請願をする。正式な協会の請願書と吉田追風からの返書の文面は『読売』（M30.12.26）で見ることができる。

(d) 瀬平の緋房は『角力新報』（M31.8, p.57）でも確認できる。

(e) 瀬平は「吉田家より紫紐の軍扇を免許され、これは来たる（明治31年：NH）五月場所二日目より用いるはずなりという」（『読売』（M31.4.13））。しかし、この5月場所には協会の許可が下りず、結局、瀬平の紫房使用は32年3月まで延期されている³²⁾。『角力新報』（M31.8, p.57）にも記述されているように、明治31年8月当時、正式にはまだ「緋房」だった。要するに、協会の同意が得られなかった³³⁾。

(f) 三段目の角太郎以下の行司は番付記載から黒房である。しかし、全員

が幕下格かどうかははっきりしない。

(3) 明治31年春場所

一段目：「紫白」伊之助（9代）、庄之助（16代）／「緋」与太夫／「紅白」
亘り、銀治郎、庄三郎

二段目：「緋」瀬平／「紅白」小市、一学／「青白」正吉、朝之助、藤治郎

三段目：「青白」勇、（源太郎改め）宋四郎、錦之助／「黒」与之吉、和吉、
子之吉、久蔵、初太郎、金八、徳松、藤太郎、啓治郎

(a) 式守伊之助（8代）と木村庄之助（16代）の席順が異なる。式守伊之助は明治30年12月17日に亡くなった（『中央』（M30.12.19）／『時事』／『都』（M30.12.21））が、31年の1月場所番付では記載されている。15代木村庄之助は明治30年9月22日に亡くなった。

(b) 故式守伊之助（8代）は1月場所、「位牌勸進中」なので、与太夫の式守伊之助襲名は5月場所となる（『中央』（M31.1.17））。与太夫は伊之助になることが決まっていたので、この1月場所から草履を許されていたはずだ。『相撲史伝』（明治34年）によると、伊之助を襲名すれば、草履を履けることになっている。

「庄之助、伊之助を襲名するものは土俵上に草履を穿ち、木剣を
佩き、緋房の団扇を持つことを許され（後略）」（p.187）

与太夫は正式には明治31年5月場所から伊之助になっているが、1月場所は実質的には伊之助の代理を務めている。このような状況は他にもあるが、房の色は新しい地位のものになるのが普通である。与太夫は伊之助を襲名することが決まっていたので、この場所から鬘斗目麻上下を許されたかもしれない。立行司になれば、鬘斗目麻上下も許されるからである。もしそうであれば、同時に帯刀も許されたことになる。

(c) 16代木村庄之助（M31.1～M45.1）は明治31年春場所の番付に載っているが、免許状の日付は明治31年4月11日である。文面には「団扇紐紫白

打交」と記されている。この免許状の写しは『日日』(M45.1.15)でも確認できる。16代庄之助は1月場所から紫白房を使用している。さらに、『都』(M43.4.29)にも「翌年(明治31年: NH)1月団扇紐紫白打交熨斗目麻上下を免許され」とある³⁴⁾。

(d) 正吉は庄九郎と改名し、本足袋(紅白房)の免許を授与されている(『読売』／『中央』(M31.2.1))。

(e) 朝之助は紅白房(つまり幕内格)に昇進した(『読売』(M31.2.1)／『中央』(M31.2.1)／『人物大事典』(p.689))³⁵⁾。

(f) 勇、宋四郎、錦之助の三名は「青白房」に昇格している。番付では錦之助と与之吉との間でスペースがあり、字の太さも異なる。番付二段目の正吉と朝之助が明治31年春場所、「青白房」から「紅白房」に昇進している。もし勇、宋四郎、源太郎の3名がこの場所「幕内房」だったなら、二段目の正吉と朝之助が「紅白房」に昇進することはありえない。正吉と朝之助は「青白房」だったので、一段上の「紅白房」を許されたのである。

(g) 宋四郎はこの場所、幕内格に昇格し、改名したという記述もある(小池(2), p.144)／小池(49), p.152)／『相撲の史跡(3)』(p.46))³⁶⁾。源太郎から宋四郎に改名したのは確かだが、改名後の地位は十両格(格足袋)である³⁷⁾。なお、宋四郎は年寄春日野から年寄入間川になっているが、本人の口述筆記資料『入間川七五郎「入間川訪問速記(談話筆記原稿)』が福岡県立図書館の杉山文庫「杉山茂丸関係資料(No.81)」にある。その資料の中には宋四郎の行司歴の言及はない³⁸⁾。

(h) 錦之助は青白房に昇進している。番付では、木村勇、源太郎、錦之助の3名が一グループを形成している。錦之助と与之吉の間に広い空きがあり、字の大きさも明確に異なる。

(4) 明治31年夏場所

一段目:「紫白」庄之助,「緋」瀬平／「紅白」(亘り改)庄太郎(12代),

銀治郎，庄三郎，小市

二段目：「緋」（与太夫改）伊之助（9代）／「紅白」一学，（正吉改）庄九郎（8代），朝之助，藤治郎

三段目：「青白」勇，宋四郎，錦之助，（4代与之吉改）勘太夫（3代）／「黒」大蔵，子之吉，久蔵，玉治郎，金八，徳松，藤太郎，啓治郎

(a) 春場所（1月）と夏場所（5月）では，伊之助と瀬平の席順が変わっている。これに関しては，次のような記事がある。

「行司木村瀬平が番付面の自分の位置につき新庄之助・伊之助の下に立つのを肯せず大いに不服を唱えているのは過日の紙上に記せしが，その後協会に於いては種々協議の上，遂に5月大相撲の番付より上部に庄之助・瀬平の両名を据え，その下に伊之助を置くことに決したりと言う」（『中央』（M31.1.29））

これは庄之助と伊之助が制度化された地位をまだ確立していなかったことを示している。瀬平は確かに年齢的にも経験的にも庄之助・伊之助より上だったが，瀬平は家柄的にも両家に勝るとも劣らないという自負を抱いていた（『中央』（M31.1.13））。相撲の家元である吉田追風もそれを認めていた節がある。瀬平に「一代限り」という条件は付いているものの「木村瀬平」という「立行司」を許していることから分かる（『読売』（M34.4.8）／『二六』（M34.4.11））。番付の記載順序は瀬平が死ぬ時までずっと続いた。

(b) 「行司木村瀬平も吉田家より紫紐に軍扇を免許され，これは来5月場所2日目より用いるはずなりという」（『読売』（M31.4.13））とあるが，これは協会の同意が得られず実現しなかった（『角力新報』（M31.8, p.58））。『萬』（M31.5.24）にも木村瀬平が5月場所9日目，紫房を持って土俵へ上がるはずだと記述しているが，それもどうやら実現しなかったらしい。

(c) 紫房に関して次のような新聞記事がある。

「大場所中木村庄之助は軍扇に紫房，瀬平・伊之助両人は紫白打

交房免許（中略）を協会へ請願したる」（『読売』（M31.6.1））

この記事によると、庄之助は紫房、瀬平と伊之助は紫白房をそれぞれ協会へ請願している。この表現を見ると、紫房と紫白房の区別が当時すでにあったことになる。この紫房は「総紫」だろうか、それとも1、2本白糸が混じった「紫白房」だったのだろうか。「紫白房」は、現在の紫白房と同じように、白糸が若干混じったものだろうか。当時、紫房と紫白房の区別があったのかどうか、はっきりしない³⁹。

明治32年3月、瀬平に授与された紫房はおそらく16代庄之助と同じ「紫房」だった可能性が高いので、1、2本の白糸が混じっていたはずだ⁴⁰。なお、16代庄之助が明治31年春場所以降、房色を「紫白」から「紫」に変えたという資料はまだ見ていない⁴¹。9代式守伊之助（M31.5～44.2）は瀬平と同様に明治32年、紫白房を許されていない⁴²。本稿では、明治43年まで「紫房」は1、2本の白糸が混じった「紫白房」であるとする立場を取っている。

(d) 正吉は庄九郎に改名し、紅白房に昇進した（『読売』（M31.2.1））。

(e) 朝之助は紅白房に昇進した（『読売』（M31.2.1））。

(f) 与之吉（2代）は勘太夫（3代）に改名しているが、同時に青白房に昇格した可能性がある⁴³。番付でもやや太字で記載され、次席の行司と区別できる。前場所の番付では与之吉と錦之助との間でスペースがあり、位階が異なっていることを示している。

(g) 藤治郎は番付二段目の末端に記載されているので、この場所から紅白房に昇進した可能性がある。一枚上の朝之助がこの場所、紅白房に昇進し、しかも同じ段の末端に記載されているからである⁴⁴。

(h) 宋四郎は力士名の名乗りを間違えたらしく、『報知』（M31.5.17）に「行司木村宋四郎が大嶽の旧名毛谷村と呼びしは愛嬌なり」とある。宋四郎の位置は、まだ番付三段目であり、「青白房」である。

(5) 明治32年春場所

一段目：「紫白」庄之助，「緋」瀬平／「紅白」庄太郎，銀治郎，庄三郎

二段目：「緋」伊之助／「紅白」進，小市，一学，庄九郎，朝之助，藤治郎

三段目：「青白」宋四郎，錦之助，勘太夫／「黒」大蔵，（子之吉改）錦太夫（3代），久蔵，玉治郎，角治郎，金八，徳松，藤太郎，啓治郎

(a) 瀬平は3月14日，紫房の免許を許され，小錦の土俵入りを引いている（『読売』（M32.3.16）／『報知』（M32.5.18））。この紫房は1，2本白糸が混じった「紫白房」だったに違いない。本場所で紫房を用いるのは，5月本場所である（『時事』（M32.5.18））。

(b) 進はもともと京都相撲の行司である。番付によると，進は明治32年1月，幕内格になっている。しかし，『人物大事典』（p.694）では明治31年5月となっている⁴⁵⁾。進は5月場所中か場所後に昇進したかもしれない。正確な年月を確認できないので，本稿では，番付記載に従い，進が明治32年春場所，幕内格になったとする。

(c) 銀次郎は春場所初日の前日に行司を引退し，年寄峰崎となった（『都』／『時事』（M32.1.10））。『時事』（M32.1.10）に「相撲行司木村銀次郎は今度峯嶋銀次郎と改め年寄となりて一昨日より土間掛となり」とある。「峯嶋」は「峰崎」のミスであろう。『角力雑誌』（T11.10）の「あゝ，峰崎銀次郎氏」によると，「足袋行司に出世すると共に，（中略）年寄峰崎の名跡を継いで，明治31年土俵から引退した」（p.30）とある⁴⁶⁾。土俵から引退したのは明治31年ではなく，明治32年である（『時事』（M32.1.10））。明治32年春場所の番付にも記載されている。

(d) 銀次郎については，『相撲』（M35.6）の「ウチワゆずり」（p.175）に「三役格木村銀次郎」と書いてあるので，拙稿「譲り団扇」（2006，p.42）でもそれをそのまま採用したが，それはどうやら間違っているらしい。銀次郎は，実際は，「幕内格」であった可能性が高い。つまり，「三役格」で

はなかった。その証拠としては、たとえば、一枚上の庄太郎（12代）が明治34年4月、「赤房」の免許状を授与されているからである⁴⁷⁾。もし銀次郎が明治32年春場所に「三役格」であったならば、一枚上の庄太郎も当然「三役格」であったはずだ。しかし、庄太郎は明治34年春場所まで「幕内格」（つまり「紅白房」）だったのである。

(e) 錦太夫（3代）は青白房に昇格した（自伝『国技勸進相撲』）。『探訪栃木の名力士』（板橋・青柳著、平成6年）の「松翁・第二十代木村庄之助」（p.350）では、明治33年に格足袋に昇進しているが、明治32年春場所が正しいはずだ。

(f) 角治郎はこの場所、行司に復帰しているが、吉太郎（前名）から角治郎に改名している。復帰前は吉太郎の名で行司をしていたが、明治29年5月に脱走している（小池（106），p.119）。この角治郎は大正2年5月、庄三郎（7代目）に改名している。

(6) 明治32年夏場所

一段目：「紫白」庄之助，瀬平／「紅白」庄太郎，庄三郎

二段目：「緋」伊之助（9代）／「紅白」進，小市，一学，庄九郎，朝之助，
藤治郎

三段目：「青白」（錦之助改）与太夫（5代），勘太夫，大蔵，錦太夫，久蔵
／「黒」角治郎，金八，徳松，藤太郎。

(a) この式守伊之助（9代）の紫房に関し、次のような新聞記事がある。

「相撲行司の軍配は元来赤総が例なりしが13代木村庄之助の時、初めて肥後司家吉田追風より紫白の免許を請け、熨斗目麻上下は8代目式守伊之助の時、初めて同家よりの許しを受けし次第にて、一昨年死去せし15代木村庄之助は同家より紫房の許しを受け、梅ヶ谷、西の海、小錦の3横綱を右の軍配にてひきし事あり。当時の式守伊之助は当春名古屋興行の折り、同家より同じく紫総の榮

譽を得て本場所には今度初めて之を用ゆるに付き、本日自宅に祝宴を催す由にて（後略）」（『日日』（M32.5.18））

この記事によると、式守伊之助は明治32年5月から「紫白房」を許されていることになるが、これはおそらく事実を反映していない。房は「緋色」のまま、立行司としての「麻上下鬘斗目」が許されただけである。伊之助を襲名すれば、草履も許されたはずだ。すなわち、「立行司」としての資格を認められたことになる。草履と麻上下鬘斗目は明治32年5月に許されたが、熊本での免許状授与の儀式は明治34年4月である（『読売』（M34.4.8））。さらに、伊之助が「紫白房」を許されたのは、明治37年5月である（『都』（M37.5.29）^{48）}。伊之助の襲名後、間もなくして紫白房を授与するのが自然だが、どういうわけか明治37年5月まで授与されていない^{49）}。その年月はいくつかの新聞記事で確認できる。さらに、明治34年4月、伊之助が緋房だったことも新聞記事で確認できる。

(b) 瀬平は5月場所から紫房を許されたので、その祝宴を開いている（『報知』／『時事』（M32.5.18）^{50）}）。

(c) 錦之助（2代）は当場所より与太夫（5代）と改名した（『日日』／『時事』（M32.5.18））。

(d) 幕下格の久蔵は足袋格（十両格）に昇進した（『相撲の史跡（2）』（p.82））。番付三段目では久蔵と角治郎の間でスペースがあり、字の太さも異なるので、位階が異なることが確認できる。久蔵は明治29年5月、幕下格に昇進している（『相撲の史跡（2）』（p.82））。

(e) 宋四郎は兵役のため番付に記載されていない。

(7) 明治33年春場所

一段目：「紫白」庄之助，瀬平／「紅白」庄三郎，庄太郎

二段目：「緋」伊之助／「紅白」進，小市，一学，庄九郎，朝之助，藤治郎，与太夫

三段目：「青白」勘太夫，大蔵，錦太夫，（久蔵改め）錦之助（3代）／「黒」

角治郎，金八，徳松，藤太郎

(a) 与太夫（5代）は明治33年1月，紅白房に昇進した（『22代庄之助一代記（9）』（p.146）／『大相撲』（H6.6, p.136））。これは番付でも確認できる。

(b) 久蔵は錦之助（3代）に改名した。この錦之助は明治38年5月，本足袋（幕内格）に昇進している。すなわち，それまで十両格である。

(8) 明治33年夏場所

一段目：「紫白」庄之助，瀬平／「紅白」庄三郎，庄太郎

二段目：「緋」伊之助／「紅白」進，小市，一学，庄九郎，朝之助，藤治郎，与太夫，勘太夫

三段目：「紅白」宋四郎，大蔵／「青白」錦太夫，錦之助，角治郎／「黒」

（金八改）左門，徳松，藤太郎

(a) 勘太夫（3代）は明治33年5月，紅白房に昇格している（『人物大事典』（p.694））。明治34年4月には，熊本で免許状が授与されている。因みに，この勘太夫は，与太夫（5代）と共に，明治40年1月，緋房に昇格した（『やまと』／『都』（M40.1.18））。

(b) 宋四郎はこの場所，亡父春日野を襲名し，年寄株に加わる（『時事』／『中央』（M33.5.16）／『やまと』（M33.5.17））。いわゆる二枚鑑札である。行司を続けたままで，年寄春日野を襲名している。宋四郎は番付では三段目に記載されているが，二段目の与太夫や勘太夫と同様に，「紅白房」（幕内格）だったはずだ⁵¹⁾。兵役に行っていないければ，紅白房になっている席順である。宋四郎は勘太夫より一枚下だったが，勘太夫はこの夏場所二段目に記載されている⁵²⁾。

(c) 大蔵は「紅白房」に昇進しているはずだ。これは一枚上の宋四郎を紅白房，一枚下の錦太夫を「青白房」としているからである。大蔵は明治34

年4月、熊本で紅白房の免許状を受けたが、錦太夫は青白房の免許状を受けたはずだ。しかし、この判断が正しいのかどうかは定かではない。

(d) 角治郎は足袋格に昇進しているかもしれない。番付では、錦之助と角治郎との間にスペースがなく、字の太さも同じである。因みに、角治郎は明治37年1月、本足袋（紅白房）に昇進した（『毎日』（M36.11.5））。

(e) 金八は左門に改名した。番付によると、まだ幕下格である。次の番付で三段目の左端に記載されている。

(9) 明治34年春場所

一段目：「紫白」庄之助，瀬平／「緋」庄三郎，庄太郎

二段目：「緋」伊之助／「紅白」進，小市，一学，朝之助，藤治郎，庄九郎

三段目：「紅白」与太夫，勘太夫，宋四郎，大蔵／「青白」錦太夫，錦之助，角治郎，左門

(a) 熊本での春巡業中（4月3日）、吉田司家は瀬平以下の行司数人に免許を授与している。それを次に示す。

「大相撲組熊本興行中、吉田追風は木村瀬平に対し一代限り麻上下熨斗目並びに紫房の免許を与え、伊之助には麻上下熨斗目赤房を、木村庄三郎・同庄太郎には赤房を、式守与太夫・同勘太夫・木村宋四郎・同大蔵・式守錦太夫・同錦之助には足袋並びに紅白の房をいづれも免許したり」（『読売』（M34.4.8））

これとほとんど同じ内容の記事は、当時の新聞ではほとんど見られる。私がみただけでも、たとえば『大阪毎日』／『大阪朝日』（M34.4.7）／『福岡』（M34.4.9）／『萬』／『日出国』（M34.4.12）などがある⁵³。ただ、中には、『二六』（M34.4.9）のように、木村宋四郎には「足袋並びに紅白の房」を許したという表現になっているものもある。

「（同じ箇所は省略する）木村庄三郎・木村庄太郎の両人は赤房

を、式守与太夫天勘太夫・木村大蔵・式守錦太夫・錦之助は紅白の房を、木村宋四郎は足袋並びに紅白の房を用いることになり」
 (『二六』(M34.4.9))

この「足袋並びに紅白房」が何を意味しているのかははっきりしない。与太夫から金之助までの行司に紅白房と青白房の免許を与えたことなのか、それとも別の意味があるのかははっきりしない。もし前者なら、誰が「紅白房」で、誰が「青白房」なのかを調べなくてはならない。この記事だけでは、それは分からない。少なくとも、『二六』(M34.4.9)にあるように、与太夫から錦之助までの行司全員が「紅白房」の免許を与えられたわけでもない。つまり、この新聞の記事は事実を正しく記していない。というのは、結果として、全員に「紅白房」が許されているわけではないからである。

(b) 与太夫から大蔵までは確かに「紅白房」だが、錦太夫と錦之助はまだ「紅白房」に昇進していない。錦太夫と錦之助が紅白房に昇進したのは、明治35年春場所である(『読売』(M35.2.9))。錦太夫の昇進は自伝『国技勧進相撲』でも裏付けられる。錦之助の紅白房は一枚下の左門の昇進でも確認できる(『毎日』(M36.11.5))。これらの事実から、明治34年4月、熊本で錦太夫と錦之助に授与された免許は「青白房」である⁵⁴⁾。与太夫から大蔵までの行司には紅白房の免許が与えられている⁵⁵⁾。

(c) 進から庄九郎までの上位行司6名について何も言及されていないので、地位に変動がなかったようだ。したがって、房は依然として「紅白」である。

(d) 角治郎が幕内格に昇進したのは、明治37年1月である(小池(106), p.119)。これは次の番付に反映されている。『毎日』(M43.4.9)では瀬平の麻上下熨斗目紫房のことだけが記されている⁵⁶⁾。瀬平の場合、明治32年3月には紫房をすでに許されているので、「故実門人」に加えることにポイントがあったかもしれない。瀬平の軍配房はほとんどの新聞で「紫」と

なっているが、実際は「紫白打交」である。たとえば、『日出国』(M34.4.12)では「紫白打交」となっている。

なお、庄三郎から錦之助までの8名の行司が免許の房をどの場所から実際に使用したかは、実は、はっきりしない。たとえば、勘太夫は明治33年5月、幕内格に昇進している(『人物大事典』(p.694))。明治34年4月の時点で分かることは、房の免許状が授与されたことである。本稿では、5月場所からこの免許状に従って8名の行司は房の色を使用したと判断したが、中にはそれ以前から使用し始めていた行司がいたかもしれない。8名の行司が免許状を授与される以前、その房を使用し始めていたことを示す資料が、今のところ、見つかっていない。

(e) 庄太郎(12代)が明治34年4月、「緋房」の免許状を授与されている。残念なことに、庄太郎がいつから緋房を使用し始めていたかは分からない。本稿では、明治34年春場所から緋房に昇進したとしているが、実際はそれ以前ということもありうる。

(f) 番付によると、左門は明治34年1月、足袋格に昇進している。左門は三段目の末端で、角治郎が青白房だからである。

(g) 与太夫と勘太夫は番付三段目の中央で並んで記載されている。三段目では珍しい記載方法である。

(10) 明治34年夏場所

一段目：「紫白」庄之助、瀬平／「緋」庄三郎、庄太郎

二段目：「緋」伊之助／「紅白」進、小市、一学、朝之助、藤治郎、庄九郎

三段目：「紅白」与太夫、勘太夫、宋四郎、大蔵／「青白」錦太夫、錦之助、角治郎、左門、吉之助

(a) 進(後の11代伊之助)と小市(後の誠道(2代)、12代伊之助)は共に5月21日より緋房に昇進した(『読売』(M34.5.22)／『やまと』／『都』

(M34.5.23))。

(b) 吉之助は足袋格に昇進している（『日日』(M44.2.14/2.15)）。吉之助は番付三段目の末端に記載されているので、足袋格に昇進していることが確認できる。

(c) 番付四段目に記載されている庄吾は、明治34年5月、幕下格に昇進している（小池（88），p.83）。

(11) 明治35年春場所

一段目：「紫白」庄之助，瀬平／「緋」庄三郎，庄太郎

二段目：「緋」伊之助／「緋」進，小市／「紅白」一学，朝之助，藤治郎，
庄九郎

三段目：「紅白」与太夫，勘太夫，宋四郎，大蔵，錦太夫，錦之助／「青
白」角治郎，左門，吉之助

(a) 進と小市は先場所中に緋房に昇進した（『読売』（M34.5.22））が，朝之助がこの春場所，紅白房だったようだ。昇進したことを示す資料はまだ見ていない。

(b) 一学は35年1月場所，幕内格で行司を辞め，年寄若松となっている（『読売』（M35.1.8）／『人物大事典』（p.705））。春場所は番付に記載されているが，行司は勤めていない。

(c) 「式守錦太夫，同錦之助の両名は本足袋免許を得たり」（『読売』（M35.2.9）／『夏場所相撲号』（S10.5，p.79／S15.5，p.82）⁵⁷⁾）。この記事によると，錦太夫と錦之助は同時に紅白房を許されている。

(d) 錦太夫（3代，後の20代木村庄之助）が明治35年1月，紅白房に昇進したことは，自伝『国技勸進相撲』でも確認できる。

(12) 明治35年夏場所

一段目：「紫白」庄之助，瀬平／「緋」庄三郎，庄太郎

二段目：「緋」伊之助／「緋」進，小市，朝之助／「紅白」藤治郎，庄九郎，
与太夫

三段目：「紅白」勘太夫，宋四郎，大蔵，錦太夫，錦之助／「青白」左門，
角治郎，吉之助

- (a) 庄九郎（8代）は7月4日死亡している（『読売』（M35.7.6））。
- (b) 朝之助は今場所，緋房に昇進しているかもしれない⁵⁸⁾。番付では，朝之助の昇進は分からない。番付記載が山型だからである。
- (c) 藤次郎は朝之助と庄九郎の間に位置していたので，紅白房だった可能性が高い。庄九郎が緋房に昇進したという資料はまだ見ていない⁵⁹⁾。
- (d) この35年夏場所から36年夏場所までは，宋四郎と大蔵の順位が必ずしもはっきりしない。その順位が変われば，錦太夫と錦之助の順位も変わる。つまり，勘太夫の次が宋四郎なのか，それとも大蔵なのかによって，錦太夫と錦之助の順位が変わるのである。37年春場所の番付を見ると，勘太夫，宋四郎，大蔵，錦太夫，錦之助の順位になっている。その順位を考慮し，この三場所でも同じ順序だったはずだと判断することにした。番付では勘太夫と宋四郎がほぼ同じ字の大きさと記載されているようには見えない。しかし，二人を並列して記載した可能性も全く否定できない。

(13) 明治36年春場所

一段目：「紫白」庄之助，瀬平／「緋」庄三郎，庄太郎

二段目：「緋」伊之助／「緋」進，小市，朝之助／「紅白」与太夫，藤治郎

三段目：「紅白」勘太夫，宋四郎，大蔵，錦太夫，錦之助／「青白」左門，
角治郎，吉之助

- (a) 藤治郎と与太夫の席順が変わっているが，病気で土俵を満身に勤めることができなかったかもしれない。
- (b) 庄吾はこの場所「格足袋」に昇進している（『角力雑誌』（T10.5，p.47）／小池（88），p.103）が，番付では四段目筆頭に記載されている。

(14) 明治36年夏場所

一段目：「紫白」庄之助，瀬平／「緋」庄三郎，庄太郎

二段目：「緋」伊之助／「緋」進，小市，朝之助／「紅白」藤治郎，与太夫，
勘太夫

三段目：「紅白」宋四郎，大蔵，錦太夫／「青白」錦之助，角治郎，左門，
吉之助，庄吾

- (a) 藤治郎と与太夫の席順が再び変わり，2場所前の席順に戻っている。藤次郎の房の色は断言できないが，たぶん，与太夫と同じであろう。つまり，「紅白房」である。藤次郎は明治36年12月31日，41歳で亡くなっている（『武州の力士』（pp. 68-9））。
- (b) 熊本で角次郎，錦之助（3代），錦太夫（3代），左門に授与された行司の免状を木村庄之助が代理で受け取っている（『毎日』（M36.11.5）⁶⁰）。番付で見る限り，この4名は紅白房の免許状である。
- (c) 庄吾は明治36年1月，格足袋に昇進した（『角力雑誌』（T10.5, p. 47）／小池（88），p. 103）。因みに，幕下格に昇進したのは明治34年5月である（『角力雑誌』（T10.5, p. 47））。

(15) 明治37年春場所

一段目：「紫白」庄之助，瀬平／「緋」庄三郎，庄太郎

二段目：「緋」伊之助／「緋」進，小市，朝之助／「紅白」藤治郎，与太夫，
勘太夫

三段目：「紅白」宋四郎，大蔵，錦太夫，錦之助，角治郎，左門／「青白」
吉之助，庄吾，豊吉

- (a) 角治郎は明治37年1月，幕内格に昇進した（『毎日』（M36.11.5）／小池（106），p. 119）。これは番付でも裏付けられる。因みに，角治郎は明治43年1月，緋房に昇進した（小池（106），p. 119）。

- (b) 左門は紅白房に昇進した（『毎日』（M36.11.5））。
- (c) 庄九郎（8代）は7月4日死亡している（『読売』（M35.7.6））。藤治郎は明治36年12月31日死亡（41歳）している（『武州の力士』（p.68））。番付は死跡である。
- (d) 豊吉は格足袋に昇進したようだ。番付三段目の末尾に記載されている。

(16) 明治37年夏場所

一段目：「紫白」庄之助，瀬平／「緋」庄三郎，庄太郎

二段目：「紫白」伊之助／「緋」進，小市，朝之助／「紅白」与太夫，勘太夫，宋四郎

三段目：「紅白」大蔵，錦太夫，錦之助，角治郎，左門／「青白」吉之助，庄吾，豊吉

(a) 「行司伊之助は昨日より紫白交り房，同木村庄三郎は土俵の上草履使用何れも協会より免されたり」（『都』（M37.5.29））。同じ趣旨の記事は『朝日』／『萬』（M37.5.29）でも確認できる。許された日付は新聞によって異なる。『日出国』／『電報』（M37.5.29）では、許されたのは「昨日」ではなく、「当場所」となっている。『時事』（M37.5.29）には「此度」とある。どちらの日付が正しいかはっきりしない。2日目は5月28日だった。初日は5月23日だったが、翌24日の新聞には庄三郎の房の色に関する記述がない。房の色は以前と変わらず「緋」だったからである⁶¹⁾。緋房の免許は熊本巡業中，他の行司と一緒に明治34年4月に出ている（『読売』（M34.4.8）⁶²⁾）。紫白房に変わったのは，翌年（明治38年）5月場所である（『時事』（M38.5.15））。

(b) 庄三郎はこの場所から草履を許されているが，緋房を許された年月が必ずしも明確でない。明治34年4月，熊本で緋房の免許状を授与されているが，緋房はそれ以前から使用していたはずだ。本稿では，明治34年春場所から使用し始めたとしているが，それ以前かもしれない⁶³⁾。

(17) 明治38年春場所

一段目：「紫白」庄之助，瀬平／「緋」庄三郎，庄太郎

二段目：「紫白」伊之助／「緋」進，小市，朝之助／「紅白」与太夫，勘太夫，宋四郎

三段目：「紅白」錦太夫，錦之助，角治郎，左門，吉之助／「青白」庄吾，豊吉

(a) 与太夫はこの場所，まだ紅白房である。『22代庄之助（9）』（p.146）と『大相撲』（H6.6, p.136）によると，与太夫（5代）は明治38年1月，緋房に昇進しているが，これは勘違いによるミスである。与太夫が緋房に昇格したのは，明治40年1月である（『やまと』（M40.1.18））。

(b) 瀬平が2月5日，死去した（『朝日』／『読売』／『毎日』／『電報』（M38.2.6）⁶⁴⁾）。

(c) 吉之助はこの1月場所，本足袋（紅白房）に昇進している（『日日』（M44.2.14／15））。番付ではこの場所，昇進したのかどうかを確認できない。庄吾は青白房である。庄吾が紅白房になったのは，明治39年5月である（『角力雑誌』（T10.5, p.47））。

(18) 明治38年夏場所

一段目：「紫白」庄之助／「紫白」庄三郎／「緋」庄太郎，進，小市

二段目：「紫白」伊之助／「緋」朝之助／「紅白」与太夫，勘太夫，宋四郎，錦太夫，錦之助

三段目：「紅白」角治郎，左門／「青白」吉之助，庄吾，豊吉／「黒・下」清二郎，八郎，善二郎／「黒・三」鹿之助，留吉，鶴之助

(a) 庄三郎（6代）は明治38年5月，紫白を許されている。「相撲司吉田追風より麻上下を許されて遂に立行司とはなりたるなり」（『時事』（M38.5.15））。この「麻上下」は，立行司としての「鬘斗目麻上下」である。

「新立行司」として写真付きで紹介されている。

(b) 庄吾は明治38年4月から39年3月まで兵役中だった(小池(88), p. 103)。

(c) 庄太郎(12代)は5月場所より草履に緋房を許された(『読売』(M38.10.11))。5月場所中に病気になる、10月9日に死亡している(『読売』／『朝日』／『時事』／『中央』(M38.10.11))⁶⁵⁾。

(d) 進は明治38年5月、草履を許された(『朝日』(M39.1.17))。

(e) 宋四郎は兵役で右目を負傷し免役となり、今場所から行司に復帰した。萬歳会より「名誉行司」として目録を贈られている(『日日』／『電報』(M38.5.21))。

(f) 善二郎までが幕下格で、鹿之助以降は三段目格かもしれない。番付以外の資料ではまだ確認していない⁶⁶⁾。

(19) 明治39年春場所

一段目：「紫白」庄之助／「紫白」庄三郎，「緋」進，小市

二段目：「紫白」伊之助／「緋」朝之助／「紅白」与太夫，勘太夫，宋四郎，
錦太夫，錦之助

三段目：「紅白」角治郎，左門／「青白」大蔵，吉之助，庄吾／「黒・下」
清治郎，八郎，善治郎／「黒・三」鹿之助，留吉，鶴之助

(a) 「木村進，同小市の両人は昨日より土俵にて草履緋房を許された」(『やまと』(M39.1.21))⁶⁷⁾。「行司木村進は緋房及び上草履を協会より免許されしを以て昨日より草履にて登場したり」(『都』(M39.1.21))。進が緋房と草履を許されたことは、『中外』(M39.1.21)でも見られる。進は当時すでに緋房だったので、これは「草履」を許されたことを意味する。小市もすでに緋房を許されていた。

(b) 清治郎は足袋を許された(『中外』(M39.1.21))。この「足袋」は「格足袋」(青白房)に違いない。庄吾はまだ「青白房」だからである。

(c) 宋四郎は今場所から行司を引退し、年寄春日野専務となった(『日日』

(M39.1.17) / 『電報』(M39.5.11) / 『人物大事典』(p.705)。復帰後は昨年の5月場所だけ勤めたことになる。引退したときは、幕内格(紅白房)だった(『人物大事典』(p.705))。

(d) 鹿之助は黒房だが、三段目格なのか幕下格なのか、はっきりしない。八郎と善治郎が明治40年夏場所で幕下格になっている(『日日』(M40.5.21))ことから、鹿之助は三段目格だったとしておく。

(e) 金吾は三段目に昇級した(『やまと』(M39.1.21))⁶⁸⁾。しかし、『相撲』(S33.2, p.204)によると、5月場所で昇進している。これは5月番付に三段目格として記載されたことを意味しているに違いない。

(f) 啓之助も金吾と共に三段目に昇格している(『中外』(M39.1.21) / 『都』(M39.1.23))⁶⁹⁾。

(20) 明治39年夏場所

一段目：「紫白」庄之助，庄三郎 / 「緋」進，小市

二段目：「紫白」伊之助 / 「緋」朝之助 / 「紅白」与太夫，勘太夫，錦太夫，
錦之助，大蔵

三段目：「紅白」角治郎，左門，吉之助，庄吾 / 「青白」清治郎 / 「黒」八郎，善治郎，鹿之助，留吉，鶴之助

(a) 庄吾は兵役から行司に復帰し，明治39年5月，本足袋に昇進した(『角力雑誌』(T10.5, p.47) / 小池(88), p.103)。明治38年4月から明治39年3月まで兵役だった。

(b) 錦之助(3代)は明治39年9月17日，死亡した(『読売』(M39.9.21))。幕内だった。

(c) 大蔵は「一段昇りて二段目左筆尻に据わりたり」(『電報』(M39.5.11))とあることから，大蔵は「紅白房」として処遇されている。

(d) 清治郎は「青白房」である。庄吾は紅白房，八郎は黒房だったので，「青白房」は清治郎だけである。

(21) 明治40年春場所

一段目：「紫白」庄之助，伊之助／「緋」進，小市

二段目：「紫白」庄三郎／「緋」朝之助，与太夫，勘太夫／「紅白」錦太夫，
大蔵，角治郎

三段目：「紅白」左門，吉之助，庄吾／「青白」清治郎／「黒」八郎，善治
郎，鹿之助，留吉，鶴之助

(a) 小市は草履を許された（『日日』（M40.1.17）／『春場所相撲号』（T 12.1, p.111）／『やまと』／『都』／『中外』／『報知』（M40.1.18）／『毎日』／『電報』（M40.1.20））。

(b) 与太夫（5代）と勘太夫（3代）は共に緋房に昇格した（『日日』（M 40.1.17）／『やまと』／『都』／『中外』／『報知』（M40.1.18）⁷⁰⁾。番付では、今場所から緋房になっている。

(c) 八郎と善次郎は格足袋に昇格した（『日日』（M40.1.17）／『やまと』／『都』／『国民』／『中外』／『報知』（M40.1.18）／『毎日』／『電報』（M40.1.20）⁷¹⁾）。

(d) 左門は明治40年1月から明治43年1月まで相撲界を離れている。

(22) 明治40年夏場所

一段目：「紫白」庄之助，伊之助／「緋」進，小市

二段目：「紫白」庄三郎／「緋」朝之助，与太夫，勘太夫／「紅白」錦太夫，
錦之助，大蔵，角治郎

三段目：「紅白」吉之助，庄吾／「青白」清治郎，八郎，（善治郎改）善明
／「黒」鹿之助，留吉，鶴之助

(a) 善治郎が前名の善明に戻している。

(b) 木村八郎は兄弟子小市の軍配や肩衣などを盗んで質屋に入れ，賭博に耽り捕まっている（『日日』（M40.5.21））。次の春場所では番付から消え

ている。

(23) 明治41年春場所

一段目：「紫白」庄之助，伊之助／「緋」進，小市

二段目：「紫白」庄三郎／「緋」朝之助，与太夫，勘太夫／「紅白」錦太夫，
大蔵，角治郎

三段目：「紅白」吉之助，庄吾／「青白」清治郎，善明／「黒・下」鹿之助，
留吉，鶴之助

四段目：「黒・下」亀司，竹二郎／「黒・三」与之吉，啓二郎，金吾，喜三
郎

- (a) 亀司は千秋楽，幕下格に昇進した（『報知』／『毎日』／『中外』／『電報』（M41.1.29））。したがって，次の番付にその昇格は反映される。この亀司は後の16代伊之助，7代与太夫，4代錦太夫，4代錦之助である。
- (b) 清治郎と善明は紅白房のように見える。番付では，庄吾と同じ字の大きさである。しかし，清治郎が紅白房を許された免許状では明治43年4月29日付けになっている⁷²⁾。

(24) 明治41年夏場所

一段目：「紫白」庄之助，伊之助／「緋」進，（小市改）誠道

二段目：「紫白」庄三郎／「緋」朝之助，与太夫，勘太夫／「紅白」錦太夫，
大蔵，角治郎，吉之助，庄吾

三段目：「青白」清治郎，善明／「黒・幕下」鹿之助，留吉，鶴之助，亀司
／「黒・三」竹二郎，与之吉，啓二郎，金吾，藤太郎，喜三郎

- (a) 小市が誠道と改名した（『電報』（M41.5.17）／『日日』（M41.5.20）／『春場所相撲号』（T12.1, p.111））。
- (b) 亀司と竹二郎の間に地位の差があるのかどうかは，まだ確認していない。しかし，竹二郎が幕下格になったという資料もない。

(25) 明治42年春場所

一段目：「紫白」庄之助，伊之助／「緋」進，誠道

二段目：「紫白」庄三郎／「緋」朝之助，与太夫，勘太夫／「紅白」錦太夫，
錦之助，大蔵，角治郎，吉之助，庄吾

三段目：「青白」清治郎，善明，鹿之助／「黒・幕下」留吉，鶴之助，亀司，
竹二郎／「黒・三」与之吉，啓二郎，金吾，藤太郎

四段目：喜三郎，喜太郎……

- (a) 竹二郎は幕下格に昇進している。番付では亀司と同じグループである。与之吉と竹二郎との間に広いスペースがあり，字の大きさも異なっている。
- (b) 与之吉は自伝『ハッケヨイ人生』（p. 68）で春場所，幕下格になっているが，番付では春場所，三段目格扱いである。一枚上の竹次郎との間に大きなスペースがあり，字の大きさも異なっている，与之吉は大正2年に格足袋になっている。
- (c) 喜三郎が番付の三段目から四段目に降下している。

(26) 明治42年夏場所

一段目：「紫白」庄之助，伊之助／「緋」進，誠道

二段目：「紫白」庄三郎／「緋」朝之助，与太夫，勘太，錦太夫／「紅白」
大蔵，角治郎，吉之助，庄吾

三段目：「青白」清治郎，善明，（鹿之助改）竜五郎，留吉／「黒・幕下」
鶴之助，亀司，竹二郎，与之吉，啓二郎／「黒・三」金吾，藤太郎，
喜三郎

- (a) 錦太夫（3代，後の20代庄之助）は明治42年5月，緋房に昇進した（『国技勸進相撲』／『探訪 栃木の名力史』（p. 350）／『夏場所相撲号』（S 15.5, p. 82）⁷³⁾。
- (b) 留吉はこの場所，青白房に昇進している。番付では留吉と鶴之助との

間に広いスペースがあり、字のサイズも違っている。

(c) 与之吉（3代）は42年夏場所、幕下格になっている。番付では、一枚上の竹二郎と同じグループである。与之吉は『ハッケヨイ人生』で次のように語っている。

「幕下になった年が、私には兵隊検査の年に当たっていたわけなんです。兵隊検査で合格した私は、42年兵（明治）として軍隊にはいったのですが、（後略）」（p. 68）

与之吉は42年の何月に昇進したかについて語っていない。春場所番付の記載には間に合っていないことから、場所中か後で昇進している。与之吉は大正元年、行司に復帰し、大正2年に十両となっている（『ハッケヨイ人生』（p. 76））。

(d) 啓二郎も与之吉と同様な扱いになっているので、夏場所は幕下格である。

(e) 金吾（後の19代伊之助）は明治42年5月場所、幕下格に昇進したと語っている（『相撲』（S33.2, p. 204）⁷⁴⁾。番付では、一枚上の啓二郎との間にスペースがあり、字の大きさも異なる。この場所で昇進したかもしれないが、手続き的に番付の記載に間に合わなかったかもしれない。金吾自身がこの夏場所で昇進したと語っているが、本稿では43年1月場所で昇進したものと扱う。

(f) 藤太郎と喜三郎は番付で金吾と同じなので、三段目である。

(27) 明治43年春場所

一段目：「紫白」庄之助、伊之助／「緋」進、誠道

二段目：「紫白」庄三郎／「緋」朝之助、与太夫、勘太夫、錦太夫／「紅白」

大蔵、角治郎、吉之助、庄吾

三段目：「紅白」清治郎、善明／「青白」竜五郎、留吉、鶴之助／「黒・下」

（亀司改）錦之助、竹二郎、与之吉、啓二郎、金吾、藤太郎、喜三郎

- (a) 「庄之助は紫，伊之助は紫白打交ぜにて，庄三郎と同様なりと」(『都』(M43.4.29))。
- (b) 角治郎は明治43年1月，緋房に昇進した(小池(106)，p.119)。この年月の可能性は高いが，それを他の資料でまだ確認できない。『報知』と『日日』(M43.5.31)によると，角治郎はこの場所，まだ「紅白房」である。『角力雑誌』(T10.5)の「勸進元評判記」(p.47)にも角治郎が緋房を許されたのは，明治44年となっている。それで，本稿では，角治郎が緋房に昇進したのは，明治44年春場所だったとしておく。
- (c) 清治郎は紅白房に昇進しているはずだ。免許状の日付は明治43年3月であるが，紅白房はこの場所でも使用した可能性がある⁷⁵⁾。免許状は『武州の力士』(pp.66-7)で確認できる。免許状には「方屋之内上足袋免許(後略)」とある。この「上足袋」は「本足袋」のことであろう。この清治郎は大正2年3月，緋房に昇進しているが，その免許状も『武州の力士』(p.67)で確認できる。
- (d) 善明も清治郎と一緒に紅白房に昇進したかもしれない。この場所，昇進していなければ，翌場所までには昇進しているはずだ。5月場所の紅白房は，たとえば『報知』と『毎日』(M43.5.31)で確認できる。
- (e) 鶴之助はこの場所，青白房に昇格した。番付で一枚上の留吉と同じ扱いを受けている。鶴之助と錦之助の間にはスペースがあるし，字のサイズが異なる。
- (f) 竜五郎が紅白房と青白房のうち，どの房だったのかははっきりしない。竜五郎は5月場所の番付に記載されていない。
- (g) 亀司は明治43年春，錦之助に改名し(『中央』(M43.1.4))，明治44年5月，格足袋に昇格した(『読売』(M44.6.25))。しかし，実際は6月に昇格している。『相撲大観』(p.86)には改名と同時に，格足袋に昇格したとあるが，改名の年月と格足袋への昇格年月は別々である。この錦之助(4代)は大正2年5月，錦太夫(4代)と改名し，さらに昭和2年1月，

与太夫（7代）と改名した。

(h) 竹二郎と啓二郎は共に明治45年1月、格足袋（青白房）に昇進しているので、この場所は黒房だったに違いない。

(i) 金吾はこの場所から幕下格に昇進した。番付では一枚上の啓二郎と異なる扱いを受けているように見えるが、「式守」と「木村」の違いで字の大きさが異なるように見えるかもしれない。金吾がいつ幕下格に昇進したかは必ずしも番付では明確ではない⁷⁶⁾。

(j) 鶴之助から喜三郎までの行司が全員、幕下格になっている。その根拠は二つある。一つは、金吾が与之吉と同じ扱いになっている。もう一つは、番付で藤太郎と喜三郎が金吾と同じ扱いになっている。要するに、字の大きさが同じということで、同じグループとして扱う。

(28) 明治43年夏場所

一段目：「紫」庄之助，「紫白」伊之助／「緋」進，誠道

二段目：「紫白」庄三郎／「緋」朝之助，与太夫，勘太夫，錦太夫，大蔵／
「紅白」角治郎，吉之助，庄吾

三段目：「紅白」清治郎，左門，善明／「青白」留吉，鶴之助／「黒・幕下」
錦之助，竹二郎，啓二郎，金吾

四段目：藤太郎，喜三郎....

(a) 明治43年夏場所の位階は『報知』と『毎日』（M43.5.31）の記事で確認できる⁷⁷⁾。それによると、草履は庄之助から誠道まで、緋房は朝之助から大蔵までは、紅白房は角治郎から善明まで、青白房は留吉と鶴之助となっている⁷⁸⁾。草履が履ける上位行司の房の色は記されていないが、紫白以上であることは間違いない。留吉と鶴之助は青白房になっているが、5月場所の番付ではその区別ができない。明治30年以降、各行司の位階と房の色をほとんど網羅した名鑑を見たのはこの記事が初めてである。明治34、5年ごろにもこのような位階と房の色を記した「行司名鑑」があるかもしれ

ないが、残念ながら、まだ見ていない。

(b) 大蔵は緋房になっているが、角治郎はまだ紅白房である（『報知』／『毎日』（M43.5.31））。

(c) 左門は明治43年5月に復帰した（小池（40），p.155）。

(d) 鶴之助は夏場所、青白房だった（『二六』／『読売』／『報知』／『日本』（M43.5.31））。青白房になったのは前場所に違いない⁷⁹⁾。明治43年5月の新聞記事や写真のキャプションなどでは格足袋（つまり青白房）として記されている。協会はこの場所、鶴之助の青白房をすでに認めていたにちがいない。

(e) 吉之助は緋房に昇進した（『日日』（M44.2.14／15））。しかし、『時事』／『二六』（M43.5.31）では、「紅白房」となっている。協会は緋房を許していたが、吉田司家の免許がまだ出ていなかったかもしれない。番付発表後に緋房に昇進した可能性もある。どちらが正しいか、まだ確認できていない。『日日』（M44.2.14／15）の死亡記事は約半年前に緋房を許したと記してあることから、その年月がかなり近い。ということは、吉之助に緋房が許されたことは確かで、その年月も43年5月場所前かその場所後であろう。本稿では『時事』／『二六』（M43.5.31）に従い、明治43年5月場所は緋房だったとしておく⁸⁰⁾。

(f) 庄吾は新聞写真に装束姿が掲載されている。キャプションの位階が新聞によって異なるが、明治43年5月31日当時、庄吾は「本足袋」（つまり幕内格、紅白房）である（『時事』／『二六』（M43.5.31））。因みに『読売』（M43.5.31）では「足袋」、『朝日』（M43.5.31）では「青」となっている。『読売』（M43.5.31）では「格足袋」が青白房を表しているので、「足袋」は紅白房を表していることが分かる。『朝日』（M43.5.31）の「庄吾（青）」はキャプションのミスである。「庄吾（緋白）」が正しい。庄吾は明治43年5月31日当時、幕下格でなく、幕内格（つまり紅白房）だった。「青房」は黒房と同様に、幕下格の房の色だからである⁸¹⁾。多くの新聞では幕

下格以下行司は「黒房」となっているが、「青房」に触れたものの場合、どの色でも使用できたというものと、位階によって使い分けたというものがある。

(g) 留吉は『二六』(M43.5.31)によると、紅白房である。しかし、『報知』や『毎日』(M43.5.31)によると、留吉は鶴之助と共に青白房である。他の資料などを考慮すると、留吉は鶴之助より一枚上であるが、明治43年5月場所、青白房だったようだ。留吉は明治45年1月、本足袋(紅白房)に昇進している(『時事』(M45.1.18)／『やまと』(M45.1.19))。そうなると、留吉が紅白房だったとする『二六』(M43.5.31)の記事は何かのミスということになる。これが妥当な判断かどうかは、資料をもう少し吟味しなければならない。

(h) 鶴之助は留吉と共に明治44年1月、青白房を許されている(『中央』(M44.7.1))。明治43年5月の新しい装束姿を示す写真のキャプションによると、鶴之助は「青白房」である。本稿では、『報知』や『毎日』(M43.5.31)にあるように、留吉と鶴之助は明治43年5月場所、青白房だったとして扱う。実際、鶴之助は青白房の装束姿で写真掲載されている。

(i) 与之吉は明治43年5月から大正2年1月まで兵役だった。したがって、その間、行司を務めていない(小池(40), p.157)。

(j) 藤太郎と喜三郎が番付四段目に降下している。二人の地位が降下したかもしれない⁸²⁾。金吾は番付上、藤太郎と喜三郎の二人と明らかに扱いが異なる。字の大きさも異なる。三人とも同じグループだがスペースの関係で、三段目と四段目に区分けされているようには見えない。なぜそのような記載になったか分からない。

(k) 伊之助(9代)は6月28日、死去した(『読売』(M43.6.30))。

(29) 明治44年春場所

一段目：「紫」庄之助、「紫白」伊之助／「緋」進、誠道

二段目：「紫白」庄三郎／「緋」朝之助，与太夫，勘太夫，錦太夫，大藏，
角治郎，吉之助，庄吾

三段目：「紅白」清治郎，左門，善明／「青白」留吉，鶴之助／「黒」錦之
助，竹二郎，啓二郎，金吾，藤太郎

(a) 庄吾は明治44年2月，緋房を許された（『都』／『日日』／『やまと
44.2.22』／小池（88），p.103⁸³⁾。番付でもすでに「緋房」扱いになって
いる。

(b) 吉之助は庄吾より一枚上だが，この場所はすでに緋房である⁸⁴⁾。吉之
助は明治44年2月13日，亡くなっている（『日日』（M44.2.14／15））。

(c) 留吉と鶴之助は明治44年1月，青白房を許されたとある（『中央』（M
44.7.1））が，その年月についてはっきりしない面がある。というのは，
明治43年5月場所にはすでに青白房になっていたからである。この年月の
ズレについては，もう少し調べてみる必要がある。

(d) 進は明治44年2月，紫白を許された（『やまと』／『都』／『日日』（M
44.2.22））。

(e) 庄三郎は明治44年2月，伊之助を襲名することが決まった（『やまと』
（M44.2.22））。

(f) 藤太郎が先場所の四段目から一人だけ三段目に復帰している。字の大
きさも同じである。しかし，喜三郎は四段目に記載されたままである。三
段目の藤太郎と比べ，字も小さい。要するに，藤太郎と喜三郎は同じグル
ープではない。

(30) 明治44年夏場所

一段目：「紫」庄之助，「紫白」（庄三郎改）伊之助／「緋」誠道，朝之助

二段目：「紫白」進／「緋」与太夫，勘太夫，錦太夫，大藏，角治郎，庄
吾

三段目：「紅白」清治郎，左門，善明／「青白」留吉，鶴之助／「黒」錦之

助，竹二郎，啓二郎，金吾，藤太郎，喜三郎

(a) 進は当場所，紫白を許された（『時事』（M44.6.10）／『日日』／『電報』（M44.6.12））。実際は，明治44年4月に許されている（『日日』（M44.4.10））。伊之助は庄之助と共に「紫房」となっているが，まったく同じ「紫房」だったかどうかははっきりしない。他の記事から判断すると，庄之助は「総紫」，伊之助は「紫白」だった可能性が高い⁸⁵⁾。

(b) 格足袋以上の行司に関しては，全員の位階を『中央』（M44.6.13）で知ることができるが⁸⁶⁾，「緋房」に関しては当時の位階について少し知識が必要だ。たとえば，朝之助から善明までは「本足袋」で，「幕内格」となっているのだから，全員が「紅白房」だったと判断しかねない。しかし，実際は，「緋房」と「紅白房」に分かれる。当時は，緋房で，草履を許された行司を「三役」と呼んでいた。新聞記事では「立行司格」となっているので，この呼称も一般的だったかもしれない。

誠道は「立行司格」だが，房は「緋色」で草履を許されていたことになる。他方，緋房で，草履を許されない行司は正式には「幕内格」である。朝之助から善明までが「本足袋」で，「幕内格」となっているのは，当時の慣行を反映したものである。緋房の本足袋は朝之助から庄吾までの7人，紅白の本足袋は清治郎から善明までの3人となる⁸⁷⁾。格足袋は留吉と鶴之助二人である。

進は「紫白房」を許されている「立行司」である。庄之助や伊之助と区別したいときは，「準立行司」と呼ぶこともある。庄之助は「総紫房」で間違いないが，伊之助の「紫房」に関しては，必ずしもはっきりしない。つまり，「総紫房」なのか，「紫白房」なのかが，はっきりしない。同じ「総紫房」だとしても，伊之助襲名時点から同じだったのか，最初は「紫白房」を許し，後で「総紫房」を許したのか，はっきりしないのである。

(c) 朝之助は明治44年6月，草履を許されている（『読売』／『やまと』（M44.6.25））。

- (d) 錦之助は明治44年6月、格足袋に昇進した（『読売』(M44.6.25)）。
- (e) 喜三郎が番付四段目から三段目に復帰している。藤太郎と同じ扱いである。

(31) 明治45年春場所

一段目：「紫」庄之助，「紫白」伊之助／「緋」誠道，朝之助

二段目：「紫白」進／「緋」与太夫，勘太夫，錦太夫，大蔵，角治郎，庄吾

三段目：「紅白」清治郎，左門，善明／「青白」留吉，鶴之助，錦之助／「黒」竹二郎，啓二郎，金吾，藤太郎，喜三郎，喜太郎

- (a) 式守伊之助が木村庄之助を襲名した（『やまと』(M45.1.12)）。
- (b) 誠道は明治45年1月場所，まだ緋色である。「誠道の失策をとがめて，誠道は朱房に草履という資格のある行司とは認められない。草履を剥奪すべきだ。」という趣旨の記事がある（『日日』(M45.1.18)⁸⁸⁾）。
- (c) 進が式守伊之助を襲名した（『やまと』(M45.1.12)）。
- (d) 式守与太夫は草履を許された（『やまと』(M45.1.12)）。
- (e) 留吉は明治45年1月場所7日目より本足袋（紅白房）を許された（『時事』(M45.1.18)／『やまと』(M45.1.19)）。
- (f) 竹二郎と啓二郎は共に明治45年1月場所7日目より格足袋（青白房）を許された（『時事』(M45.1.18)／『やまと』(M45.1.19)⁸⁹⁾）。

(32) 明治45年夏場所

一段目：「紫」（伊之助改）庄之助／「緋」誠道，朝之助，与太夫

二段目：（進改）伊之助／「緋」勘太夫，錦太夫，大蔵，角治郎，庄吾／「紅白」清治郎

三段目：「紅白」左門，善明，留吉／「青白」鶴之助，錦之助，竹治郎，啓治郎／「黒」金吾，藤太郎，喜三郎，喜太郎，善二郎，左右二

- (a) 伊之助が庄之助に、進が伊之助にそれぞれ昇格した（『報知』（M45.5.12））。
- (b) 誠道は大正2年1月場所8日目、紫白房に昇格した（『読売』（T2.1.18））。明治45年5月当時にも誠道が紫白房を近々許されるという趣旨の記事があるが（『日日』（M45.5.9））、これが実現したのは翌年の1月場所中だった。
- (c) 清次郎と左門は大正2年1月、緋房を許されている（『やまと』（MT2.1.7））。清次郎の免許状の写しが『武州の力士』（p.67）にあり、それによると日付は大正2年3月となっている。
- (d) 鶴之助は大正2年1月、紅白房に出世した（『読売』（T2.1.14））。
- (e) 竹次郎は大正3年1月、本足袋へ昇格した（『時事』（T3.1.18））。
- (f) 左右司は大正3年1月、格足袋へ昇格した（『時事』（T3.1.18））。新聞では「竹次郎」、「左右司」となっている。
- (g) 与之吉は大正2年まで幕下格だった（『ハッケヨイ人生』（p.76））。

4. おわりに

本稿では、基本的に、番付三段目までの行司についてその房の色を調べ、番付記載に従ってその房の色を示した。これまで明確でなかった房の色もかなり明確になったはずだ。しかし、房の色が許された年月は本場所初日だけでなく、場所中や場所後でもあったので、房を使用した年月と番付記載は必ずしも一致しないことがある。少なくとも一場所のギャップは普通のことだし、ときには2、3場所違うこともある。正確な使用年月を知るには、資料をもっと厳密に調べる必要がある。これは今後の研究課題としておく。

本研究ではできるだけ多くの資料を参考にしたが、まだ調べていない資料がたくさんある。また、調べたつもりの資料でも不注意から見落してい

ることもある。特に番付二段目以降の行司に関しては、資料がなかなか得られない。そのような行司の房の色を調べるとなると、大変な苦労だ。実際、時間をかなり割いたにもかかわらず、何も得られないことがしばしばだった。しかし、どこに有益な資料があるかは分からない。本稿で得られなかった年月は今後の研究で確定できるはずだ。この方面の研究がさらに進むことを期待している。

本稿では、明治43年以前の紫房と紫白房を厳密に区別していない。実際、紫房と紫白房の区別があったのかさえはっきりしない。拙稿「明治43年以前の紫房は紅白だった」(2008)では、そのような区別がなかったと指摘している。本稿で明治43年までは「紫房」と記述しても、それは「紫白房」と同じである。もし明治43年以前、紫房と紫白房の区別があったならば、まず、いつの時点でその区別がなされたかを調べる必要がある。その年月が分かれば、それを起点にして行司の紫房と紫白房は修正すればよい。

本稿ではまた、幕下格以下の房を「黒色」として記述しているが、それが正確な記述かどうかははっきりしない。「黒色」に加えて、「青色」も使用されていたかもしれない。実は、その「青房」をいつから使用したのかが分からないのである。明治43年5月の新聞では「青房」についての記述があるが、実際は、明治30年代後半から使用していた可能性もある。明治43年以前、幕下格以下の中で位階によって使い分けをしていたのか、それとも位階に関係なくどちらでも自由に使うことができたのか、まだ確認ができない。この「青房」に関することも今後、さらに調べる必要がある。

本稿では、残念ながら、明治30年以前の行司の房の色に関しては調べていないが、これは今後の研究に待つしかない。行司の房の色は明治30年代になって突然現れたわけではないので、調べていけばかなり詳しいことが分かるはずだ。しかし、房の色だけを記した資料を期待するのは無理である。それは当時の資料の中から見つける努力をしなければならない。実に根気のいる作業であることは確かだ。

力士の地位や取組の資料は豊富なため、それを参照することで行司の地位もある程度確認することができる。行司は同等かそれ以下の力士の取組を裁くからである。取り組む力士を見れば、その地位より行司の地位は上でないことが分かる。問題は、力士の地位が低い場合である。その場合は、行司は力士より上の地位かもしれないし、同じ地位かもしれない。このような問題があるために、取組の力士の地位を見るだけでは、行司の正確な地位は分からない。行司の地位を調べるために、取組の力士を参照する場合は、他の資料でも確認する必要がある。

最後に、資料の中で房の色を許された年月が見つかりそうだが、結果的に見つからなかったものがいくらかある。その主なものをここに記しておく。

- ・ 一学は紅白房をいつ許されたか。
- ・ 宋四郎は明治31年春場所、紅白房と青白房のうち、どの房だったか。
- ・ 藤治郎は明治31年夏場所、青白房から紅白房に変わったか。
- ・ 銀次郎は明治32年春場所行司を辞めたが、房の色は何だったか。
- ・ 角治郎は明治33年夏場所、青白房に昇進したか。
- ・ 宋四郎は33年夏場所番付の三段目筆頭に記載されているが、紅白房だったか。
- ・ 庄三郎は明治34年4月、緋房の免許状を授与されたが、緋房はいつから使用していたか。
- ・ 庄太郎は明治34年4月、緋房の免許状を授与されたが、緋房はいつから使用していたか。
- ・ 宋四郎は明治34年4月、紅白房の免許状を授与されたが、紅白房はいつから使用していたか。
- ・ 大蔵は明治34年4月、紅白房の免許状を授与されたが、紅白房はいつから使用していたか。
- ・ 藤治郎は明治35年夏場所、まだ紅白房だったか。
- ・ 朝之助は明治35年夏場所、緋房に昇進したか。
- ・ 清治郎は明治39年夏場所、青白房に昇進したか。
- ・ 清治郎と善明は明治41年春場所、紅白房と青白房のうち、どの房だったか。
- ・ 鹿之助（後の留五郎）は明治42年春場所、青白房に昇進したか。
- ・ 留吉は明治42年夏場所、青白房に昇進したか。

- ・ 吉之助と角治郎は43年夏場所、緋房と紅白房のうち、どの房だったか。
- ・ 留五郎は明治43年夏場所、紅白房と青白房のうち、どの房だったか。
- ・ 善明は明治43年夏場所、紅白房に昇進したか。
- ・ 鶴之助は明治43年夏場所、青白房に昇進したか。

もちろん、このリストにはもっと追加したい行司がいるが、これくらいにしておく。本稿では、資料で確認できない場合、番付や他の行司を参考にして許された房の色の年月を推測したが、その推測は正しくないかもしれない。資料に勝るものはない。ここに記した行司たちの年月を資料で確認できたら、それを基にして他の行司の年月もさらに確実になる。行司の位階は原則として固定しているからである。

参考文献

ここに記載した以外にも、相撲関係の雑誌や新聞等を参考にした。

荒木精之，昭和34年，『相撲道と吉田司家』，相撲司会。

加藤隆世，昭和17年，『明治時代の大相撲』，国民体力協会。

上司子介編，明治32年，『相撲新書』，博文館。

木村庄之助（20代），昭和17年，『国技勸進相撲』，言霊書房。

木村庄之助（21代），昭和41年，『ハッケヨイ人生』，帝都日日新聞社。

木村庄之助（22代），昭和32年，『行司と呼出し』，ベースボール・マガジン社。

『木村瀬平』（雪の家漁叟記），明治31年。（小冊子で，発行元不明）。

小池謙一，1989，「年寄名跡の代々」『相撲』。

式守伊之助（19代，高橋金太郎），『軍配六十年』，高橋金太郎。

『相撲』編集部，2001，『大相撲人物大事典』，ベースボール・マガジン社。

竹森章（著者・発行者），1996，『京都・滋賀の相撲』。

日本相撲協会博物館運営委員会（監），昭和50年～56年，『近世日本相撲史』（第1巻～第5巻），ベースボール・マガジン社。

根間弘海，1998，『ここまで知って大相撲通』，グラフ社。

根間弘海，2006，『大相撲と歩んだ行司人生51年』，33代木村庄之助と共著，英宝社。

根間弘海，2007，「幕下格以下行司の階級色」『専修経営学論集』第84号，pp. 219-40。

根間弘海，2007，「行司と草履」『専修経営学論集』第84号，pp. 185-218。

根間弘海，2007，「緋房と草履」『専修経営学論集』第85号，pp. 3-38。

根間弘海，2008，「立行司の階級色」『専修人文論集』第81号，pp. 67-97。

根間弘海，2008，「明治43年以前の紫房は紫白だった」『専修経営学論集』第87号，pp. 77-

126.

根間弘海, 2008, 「明治43年以降の紫と紫白」『専修人文論集』第83号, pp. 259-96.

根間弘海, 2009, 「昭和初期の番付と行司」『専修経営学論集』第88号, pp. 123-57.

根間弘海, 2009, 「番付の行司」『専修大学人文科学年報』第39号, pp. 137-62.

肥後相撲協会(著作兼発行者), 大正2年, 『本朝相撲之司吉田家』.

三木愛花, 明治42年, 『増補訂正日本角力史』/明治34年, 『日本角力史』, 吉川弘文館.

三木愛花・山田春塘, 明治35年, 『相撲大観』, 博文館.

山田伊之助(編), 明治35年, 『相撲大全』, 服部書店.

山田野理夫, 昭和35年, 『相撲』, ダヴィッド社.

- 1) 本稿は、内容的に、拙稿「昭和初期の番付と行司」(2009)と同じである。扱う行司の時期だけが異なる。拙稿「大正時代の番付と房の色」は近いうちに活字になる。なお、行司の位階と房の色の関係は現代と必ずしも一致しないが、便宜的に、緋房は三役格行司に、また紅白房は幕内格行司にそれぞれ対応するものとして扱っている。緋房の中で、もう一つの区分として草履の有無がある。緋房で草履を履かない行司は「幕内格」と呼ぶ時期もあったが、本稿では緋房行司は、基本的に、「三役格行司」して扱っている。厳密には、大正末期まで草履を許された緋房の行司は「三役格行司」である。時代によって、特に「三役格行司」の使い方が異なる。語句の使い方で混乱をきたさないために、原則として行司の位階は「房の色」で示す。緋房の行司を統一的に「緋房行司」と呼ぶようになったのは、明治43年5月以降である(『読売』(M43.2.9))が、それ以降もそれ以前の区分で分類してある場合もある(『日日』(M44.6.11))。すなわち、草履を履かない緋房行司を「幕内行司」としてある場合もある。
- 2) 行司の房の色に関してはいろいろな資料を活用してその年月を確認したが、中には資料不足で確認できないものもあった。位階が明確でない場合、その前後の行司を参考にして判断せざるを得ないこともあった。特に十両格以下の行司の場合、資料で確認できないことがあった。しかし、幕内格以上の行司でも年月を確認できないこともあった。資料で確認できない場合、判断にミスがないとは言えない。資料をもっと注意深く調べれば、もっと正確な年月が確認できたかもしれない。そのような問題があることを指摘しておきたい。番付だけは地位や房の色が見分けられないことは、拙稿「番付の行司」(2009)でも指摘してある。
- 3) 『報知』(M43.5.31)に格足袋(十両格)以上の房の色が記載されている。しかし、草履を履いた上位行司も記されているが、房の色は記されていない。この記事は房の色を判断するのに貴重な資料である。明治43年以前、たとえば明治32

年ごろ、そのような位階と房の色をまとめてある資料があると、房の色をもっと容易に判断できるはずだが、残念ながら、私はそのような資料を見たことがない。この方面の研究は資料不足のため、解明したいと思いつつも、なかなか手をつけられなかった。本稿の研究は入手可能な資料を活用したが、それにもおのずから限界があることを認めなければならない。結果として、本稿で示した房の色の判別には思いもよらない重大なミスがあるがあるかもしれない。私としてはこの研究がきっかけになり、将来、行司の位階と房の色がもっと正確になることを期待したい。

- 4) 番付発表後に位階が変わった場合、房の色も変わっているが、番付ではそれが反映できない。しかし、それを見極めるのは難しいので、便宜的に、2日目を基準にした。番付で位階が見極めにくい場合は、公式には次の場所で房の色が変わったものとしている。『夏場所相撲号』(T10.5)の「行司さん物語—紫綵を許される迄」には「三役よりは吉田司家の故実門人となり、その免許状到達の日より許された綵を用います」(p.105)とある。
- 5) 行司の代数は『大相撲人物大事典』の「行司の代々」(pp.685-706)に基づいている。本稿ではこの『大相撲人物大事典』は『人物大事典』として表す。番付に代数は記されていないが、本稿では分かりやすさを考慮し、ときどき代数を記してある。
- 6) 8代式守伊之助以前にも例外的に紫房が許された例はある。たとえば、『読売』(M30.2.10)には、「式守家が紫房を用いたる先例は今より3代前の伊之助が特許されしより外更になく」とある。両横綱雲龍と不知火の時期なので、当時の伊之助は6代目である。
- 7) 新聞名は簡略化した名前だけを記してある。書名も長いものは短くしてある。
- 8) 本稿では、明治43年5月場所まで「紫房」は「紫白房」だったと解釈している。「紫房」と記述しても、それは「紫白房」を表す。しかし、それ以降は、基本的に、「紫房」と「紫白房」を区別している。
- 9) 死亡後の明治16年中に8代式守伊之助に内定した可能性がある。7代式守伊之助(M16.1~M16.5)の最終場所は明治16年5月場所だが、亡くなったのは8月15日である。16年の間に襲名が決まっていたようだ(『都』(M30.12.21))。翌17年1月場所番付の行司蘭から7代伊之助は消えているが、願人の欄には式守伊之助(死跡)として記載されている。
- 10) 明治時代の紫房に関しては、拙稿「明治43年以前の紫房は紫白だった」(2008)でも詳しく扱っている。紫房に白糸が1, 2本混じていたことは文献で確認できるが、吉田追風自身も木村庄之助と式守伊之助に分け隔てなく「軍扇に紫白の打交ぜの紐を附する」と語っている(『朝日』(M41.5.19))。つまり、明治41年5

- 月頃まで、木村庄之助の紫房には白糸が混じっていた。白糸が混じらない「総紫」は正式には明治43年5月場所から使われているが、実際は、その1年前くらいから使用されている。これは文献でも確認できる。いずれにしても、明治41年5月以前は、白糸がまったく混じっていない「総紫房」は許されていなかったはずだ。
- 11) 『相撲道と吉田司家』にある「御請書」(pp. 126-8)には房の色や草履を認めたことが記されているが、中には事実に反するものもある。たとえば、木村誠道は「方屋上草履」を認められているが、実際にその免許を受けたのは明治29年3月である。緋房を許されたのも明治20年(『相撲新書』(M32))である。緋房を許されていないのに、草履を先に許されることはあり得ない。なぜそのようなミスがあるのか定かでない。記録に間違いがあるかもしれないし、転写するとき間違いのかもしれない。いずれにしても、「御請書」は必ずしも正確な資料ではない。
- 12) 『角觥金剛伝』(御届明治18年6月16日)には草履を履いた8代式守伊之助の姿が掲載されている。その3年前にはすでに草履を許されたいたわけである。当時は、緋房でも草履が許された。紫白房は名誉色だった。
- 13) 行司名ではときどき同音異字の場合があるが、番付ではそのつづり字を守るように心がけているが、本稿の説明の中ではそれを必ずしも忠実に守っていない。たとえば、「亘り」は「亘」としてあったり、「治郎」は「次郎」や「二郎」としてあったりする。行司名を正確に述べるとなると、それが使われている時代も厳密に記さなければならないことがある。
- 14) 『読売』(M30.9.24)によると、明治16年に15代庄之助を襲名している。番付では明治18年5月からである。14代木村庄之助(M10.1~18.1)は明治17年8月14日に亡くなっているが、番付では18年1月(死跡)にも載っている。『報知』(M32.5.18)によると、14代木村庄之助は紫房を吉田司家より許されていないが、これが真実かどうかは必ずしもはっきりしない。『相撲道と吉田司家』(荒木著、昭和34年)の「御請書」(pp. 126-8)によると、紫白房が許されているからである。この「御請書」の日付は明治15年7月3日である。吉田司家の免許が出たかどうかははっきりしないが、協会の許しを受けていたようだ。14代・15代木村庄之助の紫房はもっと吟味しなければならない。
- 15) 15代木村庄之助の紫房は協会より許されたもので、吉田司家より許されたものではない(『報知』(M32.5.18))。協会がいつごろ紫房を許したかははっきりしない。いずれにしても、吉田司家は許されていなかったようだ。しかし、『相撲大観』(三木・山田共編、明治35年)には「紫房は先代木村庄之助(15代:NH)が一代限り行司宗家、肥後熊本なる吉田氏よりして特免されたるものにて現今の庄之助及び瀬平もまたこれを用いているけれども(後略)」(pp. 299-300)とあり、吉田

司家の許しを受けている。いずれが正しいか分からないが、『報知』が正しいかもしれない。というのは、『報知』が『相撲大観』より2年先だからである。いずれにしても、真実は他の資料で確認するしかない。

- 16) 『大阪朝日』(M30.9.26)には「明治16年中15代目庄之助を継続し、絨熨斗目麻上下着用木刀佩用紫紐総携帯を許され(後略)」とあるが、紫房がいつ許されたのかは分からない。「明治16年」はおそらく正しくない。14代木村庄之助の死亡後、明治16年中に15代木村庄之助を襲名することが決まっていた可能性はある。15代庄之助が紫房を許されたのは、ずっと後である。
- 17) 誠道は明治11年、東京相撲に復帰したとき幕内格の中位に付け出されている(『やまと』(M45.1.7))。因みに、誠道が明治6年、高砂改正組に加わるために東京相撲を辞めた時の地位は「幕下格の足袋行司」だった(『東京日日』(M45.1.15)／『夕刊中央』(M45.1.7))。この名称は力士の「十兩格」と同じで、行司の場合、足袋格の青白房のことである(『東京日日』(M45.1.7))。
- 18) 明治17年6月の天覧相撲を描いた錦絵では、誠道の軍配房は緋房である。この錦絵が正しければ、明治17年には既に緋房になっていることになる。さらに、『相撲道と吉田司家』(荒木著、昭和34年)の「御請書」によると、誠道は明治15年に草履を許されているので、それまでには緋房だったことになる。『相撲新書』(M32)には「木村庄之助」(pp.87-9)の項があり、簡単な紹介があるが、改名年月や昇進年月が他の資料と食い違っているものもある。たとえば、誠道は明治14年に年寄秀五郎(7代伊之助)の養子となり、鬼一郎と改名し、16年に誠道に戻っている。この明治14年と16年は正しくないはずだ。いずれにしても、誠道の緋房と改名に関しては年月が異なっている場合がある。正確な年月を確認するには、もっと資料を吟味しなければならない。本稿は、主として、明治30年以降を調べるので、それ以前の緋房についてはあまり深く立ち入らない。
- 19) 番付によれば、木村誠道は明治20年5月場所で式守鬼一郎に改名しているが、その式守鬼一郎に改名したのは明治18年だったという記事もある(『読売』(M30.12.18)／『福岡日日』(M30.12.21))。しかし、これは記憶違いによるミスである。『読売』(M20.1.30)にあるように、式守鬼一郎に改名したのは明治20年1月場所中(4日目)である。本稿では、番付に従い、明治20年5月に木村姓から式守姓に変えたとしている。鬼一郎を誠道に変え、また式守姓を再び木村姓に変えているが、木村姓を式守姓に変えたり式守姓を木村姓に変えたりした行司は、この16代庄之助が歴史的には初めてである。
- 20) 瀬平は26年5月に行司を辞めたという記述もある(『相撲新書』(p.90))。26年1月場所の番付には瀬平の名が載っていて、5月場所の番付では載っていないことから、26年1月場所後に辞めたとするのが正しいであろう。いったん辞めた行

司が復帰するのは異例だが、当時はそれが認められていたようだ。年寄だったことが幸いしたかもしれない。また、復帰する際には、元の位置より降下するという内規があったかもしれない。残念ながら、そのような内規ないし規則はまだ見えていない。したがって、瀬平が誠道の次に位置づけられていても、それが順当なのかどうかまったく分からない。瀬平は誠道より12歳ほど年上だった。

- 21) 『木村瀬平』(明治31年, p. 4) にも天覧相撲に際して緋房が吉田司家より授与されたと記されている。瀬平は天覧相撲までは「紅白房」だったようだ。なお、この『木村瀬平』(明治31年)は古本市でもなかなか入手できない貴重な小冊子である。
- 22) これは小池氏の「年寄名跡の代々」(『相撲』)で、かっこの数字は連載番号を表す。
- 23) 三通りの記述のうち、どちらが正しいかをまだ確認していないが、おそらく明治15年7月ごろが正しいような気がする。『相撲と吉田司家』(荒木著, p. 127)の「御請書」にも「庄五郎」の名でその房が許されているからである。
- 24) 与太夫が独断で緋房を使用し始めたことを協会は黙認している。それを見て、足袋以下の行司3, 4名も足袋を履けるようにと申し出ている。しかし、これは庄之助と伊之助の反対にあい、実現していない(『読売』(M30.2.17))。
- 25) 『相撲』(S35.6, p. 175)や『信州の相撲人』(p. 79)によると、銀次郎は「三役行司」で辞めているが、これは事実を反映していない。というのは、銀次郎の最高位は「幕内格」だったからである。その証拠の一つには、一枚上だった庄太郎が明治34年4月、緋房の免許状を授与されている。ヒゲの伊之助(17代)は『相撲』(S33.1)の「伊之助回顧録」で「行司の格は三役か幕内までいったんだろう」(p. 167)と語っている。三役格に近いことは確かだったが、やはり幕内格で辞めているはずだ。
- 26) 『角力雑誌』(T9.5, 83)によると、銀次郎は27歳か29歳で足袋を許されている。文久3年(1863)に生まれ、15歳で行司になっているが、足袋を許されたのは10年目(1890)の明治23年か12年目(1892)の明治25年である。年月が三つ異なっているが、どれが正しいかはまだ調べていない。
- 27) 『相撲』(2006.4)の「歴代伊之助・庄之助一覧表」(p. 118)によると、12代伊之助(誠道)は明治26年1月、幕内格になっている。年月が三つ異なっているが、いずれが正しいかは確認していない。12代伊之助本人は明治29年5月と思っていたようだ(『春場所相撲号』(T12.1, p. 111))。免許状の日付は、普通、使用許可より後なので、5月場所というのも不思議である。
- 28) 紅白房を許されたのは、明治28年1月場所である(『人物大事典』(p. 694))。免許状は後に授与されるのが普通だったからである。

- 29) 『人物大事典』(p.689)では明治31年1月となっている。番付を見ると、5月場所で紅白房になっている。
- 30) 朝之助は明治26年頃、幕下格から足袋格になったかもしれない。朝之助は明治31年2月、紅白房に昇進している(『読売』(M31.2.1))ので、それまでは「青白房」である。その青白房にいつ昇進したかは、残念ながら、まだ資料で確認していない。
- 31) 一学は明治28年9月、兵役中だった。一学の前名は幸吉である。この行司は師匠の高砂に共感した行動を取っている(『読売』(M28.3.21))。
- 32) 行司の房色は協会が先に認め、次に吉田司家の許可を受けるのが普通だが、瀬平はその逆の順序をとったらしい。瀬平は一風変わった気骨のある行司で、当時、相撲協会とじっくりいっていない節がある。それを匂わす新聞記事もたくさんある。行司を辞めて年寄りになり、また行司に復帰したり、紫房を巡って協会と齟齬があったり、誠道を個人的に批判したり、面白くないことがあったようだ。新聞記事を読む限り、当時の高砂取締とうまく行っていなかった面もあるし、強い個性の持ち主だった面もある。
- 33) 巡業で瀬平が紫房(つまり紫白房)を使用したかどうかは、明確でない。『角力新報』(M31.8, p.57)によれば、31年5月当時は緋房を使用していた。瀬平が紫白房を本場所で使用したのは、明治32年5月場所である。
- 34) 明治31年4月、故実門人になっている。このとき、紫白房が「紫房」になった可能性がないか気になる。それを確認する資料はまだ見ていない。
- 35) 『中央』(M31.2.1)によると、庄九郎は「駒之助」と共に本足袋の免許を得たと記しているが、この「駒之助」は「朝之助」のこともかもしれない。「駒之助」という名の行司はいないが、一枚下に「朝之助」がいるからである。『読売』(M31.2.1)でも「朝之助」が紅白房に昇進している。
- 36) 宋四郎が明治31年春場所、幕内格に昇進したことを示す当時の資料はまだ見ていない。明治34年春場所には確実に昇進しているが、33年夏場所に昇進した可能性は大いにある。明治34年春場所後の熊本巡業中、紅白房の免許を授与されている(『読売』(M34.4.8))。この免許は実際の使用時期より遅れて授与された可能性がある。もし宋四郎が一枚下の与太夫と同じ年月に紅白房に昇進したとすれば、明治33年春場所に幕内に昇進したはずだ。与太夫は番付二段目に記載され、明らかに地位が上がっている。宋四郎はその春場所、兵役中なので、番付には記載されていない。行司に復帰したときは、幕内格として処遇された可能性がある。
- 37) 『日本魂』(S3.5)の「協会幹部月旦」(pp.130-1)には「明治15年5月(7歳)より行司として土俵に登り、同28年(或は29年)入幕、同30年5月場所より年寄専務となる。全く土俵を去りしは同37年にして征露の役に従い、大いに偉功をて、

勲章を授けらる。凱旋後、年寄専務を勤め、(後略)』(pp.130-1)とある。この「入幕」が「幕内格」を意味するのか定かでない。宋四郎が明治28年か29年に「幕内格」に昇進したというのは、正しくない。というのは、宋四郎より上位の朝之助でさえ幕内格に昇進したのが明治31年春場所だからである。もう一つ例としては、宋四郎より4枚下の久蔵は明治31年1月場所番付に同じ三段目に記載されているが、幕下格(黒房)である。久蔵は明治29年夏場所「幕下格」、明治32年夏場所「十両格」に昇進した。明治31年夏場所は「幕下格」である。宋四郎は明治31年夏場所、「青白房」だとするのが自然である。もし明治28年から30年頃にかけて行司の位階を調整したならば、「幕内格」になっていた行司を「十両格」に降下させることもありうるが、番付記載を見る限り、そのような調整が行われた形跡はない。

- 38) 『入間川訪問速記』と『日本魂』(S3.5)の「協会幹部月旦」に関しては、ウェブサイト「夢野久作をめぐる人々」の坂上知之氏にお世話になった。ここに改めて感謝の意を表しておきたい。
- 39) 明治36年5月当時でも、庄之助と瀬平の軍配は「紫白房」だった。これは『毎日新聞』(M36.5.16)の記事「行司軍配の事」でも確認できる。この記事から分かるように、少なくとも明治36年5月当時まで「紫房」と「紫白房」の区別はなかったことになる。実際、明治41年の新聞記事でもその区別がなかったことが確認できる。
- 40) 白糸が1, 2本混じった「紫房」に加えて、それを区別する「紫白房」があったかもしれない。そのような「紫白房」には白糸がたくさん混じっていたかもしれない。総紫に近い「紫房」と白糸がたくさん混じった「紫白房」が明治43年以前に存在していたのか、分からない。
- 41) 明治40年代まで「紫房」と「紫白房」を明確に区別して使用していたという記述は、今のところ、まだ見たことがない。紫房に、実際は、二種類の房があったかどうかは、まだ検討の余地がある。明治43年5月場所以前の「紫房」に関しては、たとえば拙稿「明治43年以前の紫房は紫白だった」(2008)でも扱っている。
- 42) 新聞記事によると、与太夫(4代)が「紫白房」になったのは、明治37年夏場所である(『都』(M37.5.29))。伊之助を襲名した後でも、しばらく「緋房」だった。この伊之助は明治34年春場所後、「麻上下鬘斗目」の免許を授与されているので、それ以前から草履を使用していた可能性が高い。瀬平も明治32年3月に紫白を許されているが、免許はやはり34年春場所後だった。伊之助を襲名した時点で草履を許されたのかもしれないが、それを確認できる資料はまだ見ていない。房の色は「緋」だった。軍配房が「紫白」になったのは、明治37年5月である。伊之助は明治31年から横綱土俵入りを引いているはずなので、草履を履いていたこ

とは推測すぎる。

- 43) この与之吉（2代）は後の14代伊之助である。大正14年12月に亡くなった。大正15年春場所番付には伊之助として記載されているが、もちろん、土俵には登場していない。なお、『ハックセイ人生』の著者は3代与之吉（後の21代伊之助）であり、2代与之吉ではない。
- 44) 同じ段の末端でも房の色が違うことはあるので、藤次郎が「青白房」の可能性もある。しかし、そういうケースはまれである。番付以外の資料でまだ確認できていないが、藤次郎はこの場所で朝之助と同様に紅白房に昇進したとしておく。
- 45) 『京都・滋賀の相撲』（竹森著、p.90）によると、進は明治32年5月、宗吉から進に改名し、幕内になっているが、番付では1月場所にすでに進に改名している。明治31年5月番付の二段目には進の名は記載されていない。
- 46) この雑誌記事に「足袋行司」と記載されているが、それがどの位階を差しているかははっきりしない。銀次郎は当時、「十両格」ではなく、少なくとも「幕内格」だったからである。
- 47) もう一つの証拠としては、庄太郎はこの春場所5日目、前頭（4枚目）の常陸山と海山の取組を裁いていることから（『時事』（M32.1.13））、おそらく、「紅白房」（つまり幕内格）だった可能性が高い。緋房格は力士の前頭を裁く権利があるが、両力士が前頭4枚目の取組となると、その可能性は低い。
- 48) 瀬平が明治32年3月、紫白房を許されているので、式守伊之助も同じころ、紫白房を許されていたはずだと私も初めは推測していたが、明治34年4月や明治37年5月の新聞記事から判断する限り、その推測は正しくないようだ。当時は、緋房でも草履を履き、鬘斗目麻上下の服装であれば、立派な立行司だったので、軍配房が紫白でも不思議ではない。もし伊之助が明治32年5月、紫房を許されたならば、協会から内諾を受けたものであろう。吉田司家から正式に紫房の免許が出たのは、明治37年である。
- 49) 9代式守伊之助の襲名は明治31年5月であり、紫白房が許されたのは明治37年5月である。あまりにも年月が離れすぎているので、資料の読み間違いをしているような気がしてならない。複数の新聞記事で確かに明治37年5月、紫白房を許されたとある。
- 50) 『時事』（M32.5.18）の「行事（行司：NH）相撲の格式」の項によると、吉田司家から紫房を許された行司は13代庄之助、16代庄之助、それに瀬平の3名である。15代庄之助の紫房は協会だけの許しを受けたもので、吉田司家の許しを受けていないという。これは真実の一部を述べているが、明治32年5月までには他にも紫房を授与すれされた行司はいる。たとえば、8代伊之助にも紫房は授与されている。

- 51) 宋四郎が兵役中、一枚下だった与太夫は「紅白房」に昇進している。行司に復帰後、番付では元の地位に据え置いたが、何か理由があったかもしれない。
- 52) 宋四郎と大蔵は三段目に記載されているように、房の色も実際「青白」だったかもしれない。本稿では、「紅白房」だったと解釈しているが、これは与太夫や勘太夫と同じ処遇を受けたはずだと解釈しているからである。
- 53) 明治34年4月に免許状が授与されているが、各行司がどの時点から免許状の「房」を使用していたかは明確でない。免許状は使用を始めた後で追認するのが普通である。各行司が使用し始めた年月は、実際は、他の資料で確認しなければならない。特に明治34年4月の免許状に関しては、その当時、各行司の房の色をある程度確認できる資料だが、いつからその房を使用し始めたのかがはっきりしないのである。たとえば、立行司の瀬平の場合でさえ、2年くらいの開きがある。瀬平と伊之助の場合は、「故実門人」として認めることである。房の色や装束はすでに許されていた。しかし、「故実門人」のことに触れている新聞記事は少ない。『二六』(M34.4.11)には立行司の賞状と共に「行司巻物」も授与されることが記されている。この「行司巻物」は「故実門人」に授与されるものである。『相撲道と吉田司家』(p.200)にも「明治34年4月 木村瀬平、式守伊之助に行司故実門人を許す」とある。『本朝相撲之司吉田家』(p.27)にもそれは確認できる。なお、『萬』(M34.4.12)には「木村大三」とあるが、これは「木村大蔵」のミスある。新聞によって、行司の記載順序と房の色に少し違いがある。
- 54) 明治34年4月、錦太夫と錦之助は「青白房」を授与されているが、この免許状とは一種の儀式である。実際は、二人ともそれ以前から青白房を使用していた。
- 55) 「足袋」を十両格の「青白房」のことだとすれば、『二六』(M34.4.9)に記述されている木村宋四郎の「足袋並びに紅白の房」が何を意味するのか分からなくなる。宋四郎は当時、十両格ではないからである。つまり、幕内格だった。
- 56) 『中央』(M34.4.8)では「木村庄之助」に紫房の免許が許されたとあるが、これは「木村瀬平」のミスである。式守伊之助には、他の新聞と同様に、紅房が免許されている。他の行司には「足袋」の免許が許されたとあるが、これは「紅白房」(幕内格)のことである。しかし、なぜわざわざ「足袋」という表現になっているのかが分からない。「十両格」を表す「格足袋」で用いているならば、6名の中で何人かは「青白房だという可能性もある。本稿では、6名全員が「紅白房」の免許を授与されたものとして扱う。
- 57) 錦之助が幕内格に昇進したのは、明治38年5月だったという記述もある(『相撲の史跡(2)』(p.82))。この年月は正しくないはずだ。というのは、明治35年春場所に幕内格に昇進しているからである。
- 58) 朝之助に関する新聞記事は多いので、緋房を許された年月もすぐ分かりそうだ

が、確認できる資料にまだ恵まれていない。行司歴を述べている記事でも、どういうわけか「緋房」の年月だけが抜けている。

- 59) 『相撲大観』(三木・山田共著, 明治35年12月, pp. 439-41) に主だった行司の寸評があるが、位階については何も言及されていない。35年の春場所で辞めた一学についても触れているので、この箇所の執筆はその春場所以前の可能性が高い。
- 60) 新聞では、木村三門となっているが、これはおそらく木村左門のミスであろう。
- 61) 庄三郎は草履を許されているので、鬘斗目麻上下も許されているはずだ。「(木村瀬平は: NH) 昨29年の夏場所土俵上福草履を用いることを許されれば、これに伴って麻上下縮鬘斗目着用木刀帯用することは当然のことにして旧来のしきたりなり」(『読売』(M30.2.15) とある。しかし、『都』(M37.5.29) には装束に関する記述はない。草履を許されていることは「三役格」を意味し、横綱土俵入りを引くことができる。明治38年5月場所に紫白房に昇進しているが、そのときは房の色が「緋」から「紫白」に変わったに違いない。つまり、鬘斗目麻上下が許されたわけでない。明治35年夏場所からその装束になっていたからである。もしこの解釈が間違っていたら、草履の許可と鬘斗目上下の許可は別々だったことになる。同じ鬘斗目上下であっても、細部に何らかの違いがあったかもしれない。そのような相違があったのであれば、それに関する私の知識が不足していることになる。
- 62) 木村庄三郎は緋房の免許を明治34年4月に授与されているが、それ以前から緋房を使用していた可能性が高い。しかし、いつそれを協会が許したのかは、まだ確認していない。
- 63) この庄三郎(後の10代伊之助, 17代庄之助)に関する資料はたくさんあるが、緋房を許された年月は分からない。私が見落としているに違いない。
- 64) 他にも多くの新聞で訃報が報じられている。瀬平という行司は話題性のある行司だった。
- 65) 『朝日』(M38.10.11) によると、庄太郎は「18年5月足袋を許されて亘と改名し、以来漸次昇進して紅白房を許され、本年5月場所上草履免許となり三日間同場所を勤めたるが(後略)」とあるが、この5月場所は「紅白房」ではなく、「緋房格」だった。明治34年4月に「緋房」の免許状を授与されている。少なくとも明治34年春場所には「緋房」だったに違いない。『時事』(M38.10.11) では「17年5月足袋(十両)も昇進して亘と改名し」とある。番付によれば、嘉太郎から亘に改名したのは17年5月である。
- 66) 幕下格以下は「黒房」だが、本稿では幕下格と三段目格を厳密に区別していない。参考程度にその区分けをしてあるにすぎない。その点は特に注意を喚起しておきたい。

- 67) 『やまと』(M39.1.21)によると、小市も草履を許されたとなっているが、他の新聞では明治40年1月場所で授与されたとなっている。これは手続き上の問題かもしれない。
- 68) 金吾は後の19代式守伊之助(つまりヒゲの伊之助)である。『中外』(M39.1.21)では、金吾は「錦吾」となっている。
- 69) 『中外』(M39.1.21)では、金吾だけが紹介されている。つまり、啓之助の紹介はない。
- 70) 『毎日』(M40.1.20)には錦太夫と勘太夫が緋房を許されたとあるが、この「錦太夫」は「与太夫」のミスであろう。というのは、錦太夫が緋房に昇進したのは明治42年5月だからである(『国技勸進相撲』)。
- 71) 『報知』(M40.1.18)には「若次郎」とあるが、他紙から判断して「善次郎」のミスである。
- 72) 免許の日付は明治43年4月29日であっても、実際にその房を使用し始めたのはそれ以前というのが普通である。実際、清治郎と善明は紅白房を明治41年春場所から許されている可能性がある。そうなると、この場所以降しばらく、「青白房」の行司がいなくなる。その辺の事情がはっきりしないので、この二人はしばらく「青白房」だったとして扱うことにする。もしかすると、「青白房」行司がいなくなった場所が何場所もあったかもしれない。青白房行司が2人ほどになった場所はあるが、まったくいなかった場所があったとすれば、この場所もその一つである。しかし、青白房がない場所はありそうもないので、房の色に関してはもっと詳しく調べる必要がある。
- 73) 『夏場所相撲号』(S10.5, p.79)に「明治42年土俵上紅白の房を許されました」とあるが、これは「緋房」のミスである。明治35年1月に紅白房(本足袋)にすでに昇進していた。
- 74) 金吾が述べている昇進年月は必ずしも確かでないので、この年月も確かなのかどうかははっきりしない。金吾自身が雑誌記事で語っている年月は他の資料で確認する必要がある。どの行司にも言えるが、昇進してから振り返って語るものなので、勘違いのミスが時々ある。
- 75) もし免許が出てから使用を開始したのであれば、紅白房への昇進は5月場所ということになる。本稿では、清治郎と善明は緋房の資料を協会から許されているとしているが、それを裏付ける使用はない。司家の免許の日付が3月なので、それ以前から使用していた可能性があると推測した。
- 76) 繰り返しになるが、金吾は雑誌記事や著書で自分の昇格年月をよく間違えている。明治42年夏場所で幕下格に昇進したというのも、それが正しいのかどうか、必ずしもはっきりしない。

- 77) 二つの新聞記事は表現が非常に類似しているの、情報源は同じである。問題は情報源の信憑性になるが、信頼してよい。番付と一致するからである。たとえば、この夏場所、大蔵が緋房になっているが、新聞でもやはり緋房扱いしている。
- 78) この場所の番付発表は5月23日、初日は6月3日なので、新聞記事の位階はこの場所の位階に違いない。しかし、番付発表後に昇進した可能性もあるので、記事の位階は番付を一致しないかもしれない。番付を見ただけでは、位階は必ずしもはっきりしない。たとえば、留吉と鶴之助は紅白房の行司と区別できない。
- 79) 鶴之助が青白房になったのは明治44年1月だとする記事もある（『中央』（M44.7.1））。どの年月が正しいかはっきりしないが、番付や新聞写真のキャプションなどから明治43年1月にはすでに青白房になっていたとしておく。
- 80) 『時事』と『二六』（M43.5.31）の記事は5月場所の番付に基づいて書いてあるはずだからである。番付では房の色を判別しにくく、その色を知るには別の資料が必要である。新聞記者はその資料を参考にして記事を書いている可能性がある。死亡記事も事実を書いている可能性が高い。残念ながら、番付発表前なのか、発表後なのかが分からない。
- 81) 明治43年5月当時、幕下格の房の色を「黒」と共に「青」として記述している新聞としては、『朝日』がある。この「青房」がいつ頃から使用されるようになったかは分からない。黒房と青房が使用されたころ、自由にどの色でも選択できたのか、それとも幕下格は黒房、三（または二）段目格以下なら青色というように、位階によって決まっていたのかも分からない。位階によって黒房と青房が決まっていたとする文献は昭和30年頃までも見られる。拙稿「幕下格以下行司の階級色」（2007）でもそれを扱い、結論としてそのような区別はなかったと述べている。もし庄吾が青房でも使用できたならば、幕下格は黒房と青房のいずれでも使用できたことを意味する。そうなると、明治以降の文献によると、幕下格は黒房を使用するのが普通だったので、幕下格は黒房か青房のいずれでも選択できたことになる。他方、三（または二）段目格以下は黒房以下しか使用できなかったかもしれない。幕下格には選択の自由があったのに、三（または二）段目格以下にはその自由がなかったことになる。それを支持するような文献はこれまでにないことがない。
- 82) 席順が違えば黒星とか他の理由が考えられるが、記載段が異なり、字の大きさも異なると、地位が変わったと判断するのが自然である。しかし、番付記載だけで判断するのが妥当かどうかまだ分からないので、事実を指摘するだけで留めておく。
- 83) 『都』（M44.2.22）には「進は朱白に、庄吉は緋房に上級したり」とあるが、

これは「進は紫白に、庄吾は緋房に上級したり」が正しいであろう。というのは、進はすでに「紅白」だったし、緋房に昇進する行司は「庄吉」しかないからである。

- 84) 吉之助は『日日』(M44.2.14/15)にあるように前場所から緋房だったかもしれない。事務的手続きで、今場所から緋房になっている可能性もある。角治郎と吉之助は明治43年5月場所、緋房である(『報知』／『毎日』(M43.5.31))である。
- 85) 大正期でも式守伊之助が紫白房から「総紫房」になったという記事がある(『日日』(T2.1.12))。庄之助が総紫、伊之助が紫白房というように房の色がいつ決まったのかがはっきりしない。明治44年5月場所では伊之助が総紫房だった可能性も否定できない。明治43年春場所では、庄之助と伊之助は房の色が違っていたという記事もある(『都』(M43.4.29))。伊之助は初め紫白房を許されたが、後に「総紫房」を許されるという慣例があったかもしれない。
- 86) 『大相撲』(S49.3)に「明治相撲繁盛記」(pp.106-9)があり、新聞記事を掲載しながら明治の行司に関することを扱っているが、記事の日付が違っている可能性がある。『時事』(M44.6.8)とあるが(M44.6.10)で、『中央』(M44.7.1)は(M44.6.13)である。このような誤植によるミスは指摘するほどのものではないが、新聞記事に直に当たらない人もいるので、あえて指摘しておきたい。私の場合もこれまで内容的なミスだけでなく、誤植によるミスをときどき犯している。その都度反省し、細心の注意を払っているが、それでも同じようなミスを犯している。
- 87) 朝之助は明治44年6月に草履を許された。房の色は「緋」のままである(『読売』／『やまと』(M44.6.25))。
- 88) 誠道は明治44年5月に紫白房を許されたと『春場所相撲号』(T12.1, p.111)で語っている。この年月は誠道の勘違いかもしれない。というのは、大正2年春場所中(8日目)に紫白房を吉田司家から許されているし、45年春場所は「緋房」だとする新聞記事もあるからである。もし44年5月当時、誠道に紫白房が許されたとすれば、それは巡業中に許される特例の紫白房だった可能性がある。45年1月場所後の地方巡業中では立行司として処遇されている(『時事』(M45.1.17))。誠道はこの場所「緋房」だったので、巡業中は「紫白房」に格上げされているはずだ。45年5月ごろ、本場所で誠道に紫白房が許されるという予測記事があった(『日日』(M45.5.9))が、結局は、延び延びになって大正2年春場所(8日目)に許されている。
- 89) 『時事』(M45.1.18)には、この他に三段目格以下行司の中で昇進した12名の

名前も記されている。